

第1章 城陽市の概要

1-1 気象

| 区分 年次 | 気 温 | | | 湿度平均 (%) | 天 気 日 数 | | | | 降 水 量 | |
|----------|-------|-------|-------|-------------|---------|------|------|------|---------|---------|
| | 平均(℃) | 最高(℃) | 最低(℃) | | 晴(日) | 曇(日) | 雨(日) | 雪(日) | 総量(mm) | 日最大(mm) |
| 平成20年 | 15.8 | 37.2 | -3.1 | 77.1 | 106 | 212 | 46 | 2 | 1,237.5 | 83.0 |
| 平成21年 | 15.7 | 36.0 | -3.6 | 71.4 | 88 | 229 | 48 | 0 | 1,167.5 | 51.5 |
| 平成22年 | 15.7 | 38.2 | -4.7 | 70.2 | 175 | 132 | 58 | 0 | 1,521.0 | 79.5 |
| 平成23年 | 15.3 | 36.9 | -4.6 | 68.6 | 185 | 114 | 65 | 1 | 1,438.0 | 88.0 |
| 平成24年 | 15.1 | 37.2 | -5.7 | 69.7 | 233 | 44 | 89 | 0 | 1,644.0 | 180.0 |
| 平成25年 | 16.0 | 38.4 | -4.1 | 69.9 | 244 | 54 | 67 | 0 | 1,518.5 | 120.0 |
| 平成26年 | 15.8 | 38.4 | -2.9 | 71.1 | 230 | 57 | 75 | 3 | 1,245.0 | 128.0 |
| 平成27年 | 16.4 | 38.8 | -1.8 | 68.7 | 234 | 38 | 93 | 0 | 1,556.0 | 102.5 |
| 平成28年 | 16.8 | 37.9 | -3.6 | 70.2 | 246 | 49 | 71 | 0 | 1,496.0 | 94.5 |
| 平成29年 | 15.8 | 37.8 | -3.1 | 67.6 | 226 | 64 | 74 | 1 | 1,349.5 | 128.5 |
| 1月 | 4.5 | 12.8 | -3.1 | 70.7 | 19 | 7 | 4 | 1 | 49.0 | 23.0 |
| 2月 | 4.9 | 14.4 | -1.5 | 67.4 | 13 | 11 | 4 | 0 | 39.0 | 12.0 |
| 3月 | 7.8 | 20.4 | -0.8 | 65.1 | 24 | 3 | 4 | 0 | 49.0 | 26.5 |
| 4月 | 14.6 | 26.2 | 1.7 | 63.0 | 14 | 8 | 8 | 0 | 101.5 | 34.0 |
| 5月 | 20.7 | 32.3 | 8.0 | 59.9 | 23 | 5 | 3 | 0 | 77.5 | 46.5 |
| 6月 | 22.5 | 32.6 | 12.1 | 62.6 | 21 | 2 | 7 | 0 | 174.0 | 63.5 |
| 7月 | 28.7 | 36.2 | 22.3 | 73.1 | 19 | 7 | 5 | 0 | 76.0 | 32.5 |
| 8月 | 28.7 | 37.8 | 20.7 | 70.4 | 25 | 1 | 5 | 0 | 212.5 | 115.5 |
| 9月 | 23.3 | 31.9 | 13.8 | 73.0 | 17 | 5 | 8 | 0 | 114.0 | 42.5 |
| 10月 | 17.8 | 30.2 | 6.5 | 76.8 | 11 | 3 | 17 | 0 | 379.5 | 128.5 |
| 11月 | 10.8 | 22.1 | 1.4 | 67.2 | 17 | 7 | 6 | 0 | 48.5 | 16.0 |
| 12月 | 5.2 | 14.5 | -2.3 | 61.8 | 23 | 5 | 3 | 0 | 29.0 | 24.0 |

(資料:消防本部)

(注) 晴、曇等の天気概況は12時～1時を記入(平成25年から様式変更のため)。

1-2 人口推移

| 区分 年次 | 人 口 | | | 世帯数 | 人口 密度 | 1世帯 あたり人員 | 指数 (昭和50年 =100) | 備 考 |
|----------|--------|--------|--------|--------|----------|--------------|-----------------------|--------|
| | 男(人) | 女(人) | 総数(人) | | | | | |
| 平成20年 | 38,906 | 41,681 | 80,587 | 29,804 | 2,461 | 2.70 | 137 | 推計人口調査 |
| 平成21年 | 38,667 | 41,582 | 80,249 | 29,939 | 2,451 | 2.68 | 136 | 〃 |
| 平成22年 | 38,622 | 41,415 | 80,037 | 29,972 | 2,445 | 2.67 | 136 | 国勢調査 |
| 平成23年 | 38,269 | 41,116 | 79,385 | 29,985 | 2,425 | 2.65 | 135 | 推計人口調査 |
| 平成24年 | 37,912 | 40,757 | 78,669 | 29,905 | 2,403 | 2.63 | 134 | 〃 |
| 平成25年 | 37,560 | 40,435 | 77,995 | 29,822 | 2,382 | 2.62 | 132 | 〃 |
| 平成26年 | 37,255 | 40,186 | 77,441 | 29,905 | 2,368 | 2.59 | 131 | 〃 |
| 平成27年 | 36,952 | 39,917 | 76,869 | 29,884 | 2,350 | 2.57 | 130 | 国勢調査 |
| 平成28年 | 36,604 | 39,659 | 76,263 | 29,959 | 2,331 | 2.55 | 129 | 推計人口調査 |
| 平成29年 | 36,296 | 39,440 | 75,736 | 29,990 | 2,315 | 2.53 | 129 | 〃 |

(資料:国勢調査、京都府推計人口)

(注) 平成18年～平成21年の推計人口は、平成22年国勢調査人口の確定に基づいて遡及修正したものである。

平成23年～平成26年の推計人口は、平成27年国勢調査人口の確定に基づいて遡及修正したものである。

1-3 土地利用

| 区分 | 年月日 | | |
|-------------------|-------------------|-------------|--------|
| | 平成 28 年 11 月 24 日 | | |
| 都市計画区域 3,271ha | 市街化区域 | 第一種低層住居専用地域 | 424 ha |
| | | 第二種低層住居専用地域 | 20 |
| | | 第一種住居地域 | 306 |
| | | 第二種住居地域 | 1 |
| | | 準住居地域 | 15 |
| | | 近隣商業地域 | 21 |
| | | 商業地域 | 2 |
| | | 準工業地域 | 59 |
| | | 工業地域 | 17 |
| | | 工業専用地域 | 6 |
| 計 | | 871 | |
| 市街化調整区域 | | 2,400 | |

(注)平成 26 年 10 月 1 日に市面積変更

平成 28 年 5 月 10 日に市内区域区分変更

平成 28 年 11 月 24 日に市内用途地域変更

(資料:都市政策課)

| 区分 | 年月日 | | |
|--------|-----------------|----------|-------|
| | 平成 26 年 8 月 8 日 | | |
| 農業振興地域 | | 989.0 ha | |
| 農用地区域 | 農用地 | 田 | 127.4 |
| | | 畑 | 44.5 |
| | | 樹園地 | 74.4 |
| | | 計 | 246.3 |
| | 農業用施設用地 | 12.9 | |
| 合計 | | 259.2 | |

(資料:農政課)

1-4 市道の状況

| 区分 | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 実延長 | (m) | 274,811 | 276,007 | 276,374 | 277,307 | 277,546 | 277,603 | 278,262 |
| 舗装実延長 | (m) | 241,634 | 243,531 | 244,168 | 245,634 | 246,194 | 246,547 | 247,419 |
| 舗装率 | (%) | 87.93 | 88.23 | 88.35 | 88.58 | 88.70 | 88.81 | 88.92 |
| 総面積 | (㎡) | 1,550,517 | 1,565,208 | 1,579,406 | 1,585,003 | 1,587,728 | 1,588,595 | 1,609,782 |
| 路線数 | | 1,200 | 1,209 | 1,211 | 1,219 | 1,220 | 1,220 | 1,223 |

(注) 舗装率=舗装実延長/実延長×100

(各年度末現在)(資料:管理課)

1-5 河川の状況

| 種別 | 河川名 | 管理者 | 延長 (km) |
|----|-----|-------|---------|
| 一級 | 木津川 | 国土交通省 | 7.4 |
| | 古川 | 京都府 | 3.1 |
| | 青谷川 | 京都府 | 4.1 |
| | 長谷川 | 京都府 | 3.0 |
| 準用 | 今池川 | 城陽市 | 2.7 |
| | 嫁付川 | 城陽市 | 0.7 |
| | 十六川 | 城陽市 | 0.7 |

(平成 29 年度末現在)(資料:管理課)

1-6 電灯及び電力量

| 年度 | 区分 | 電力量(千kWh) | | |
|--------|----|-----------|---------|--------|
| | | 総数 | 電灯 | 電力 |
| 平成20年度 | | 195,498 | 171,288 | 24,210 |
| 平成21年度 | | 192,146 | 169,503 | 22,643 |
| 平成22年度 | | 206,100 | 182,948 | 23,152 |
| 平成23年度 | | 196,276 | 174,656 | 21,620 |
| 平成24年度 | | 190,600 | 170,061 | 20,539 |
| 平成25年度 | | 187,700 | 167,608 | 20,092 |
| 平成26年度 | | 177,062 | 158,129 | 18,934 |
| 平成27年度 | | 169,170 | 150,857 | 18,314 |

(資料:関西電力株式会社)

(注) 各区分毎に千kWh未満四捨五入のため、総数において一致しない場合がある。

電力の小売部分自由化に伴い、平成19年度より特定規模需要(高圧電力(50kW以上)の数値の公表を差し控えているため、特定規模需要(高圧電力(50kW以上))分を除く数値である。

平成28年4月1日からの電力の小売全面自由化に伴い、平成28年度分以降、数値の公表は差し控えられている。

1-7 ガスの需要量

| 年度 | 区分 | 需要量(千 m^3) | | | | | |
|--------|----|---------------|-------|-----|-------|--------|-----|
| | | 総数 | 家庭用 | 医療用 | 商業用 | 工業用 | 公用 |
| 平成20年度 | | 25,349 | 8,984 | 586 | 1,161 | 14,452 | 165 |
| 平成21年度 | | 23,483 | 8,864 | 578 | 1,079 | 12,802 | 160 |
| 平成22年度 | | 24,754 | 8,837 | 659 | 1,156 | 13,920 | 182 |
| 平成23年度 | | 24,329 | 8,702 | 597 | 1,071 | 13,785 | 175 |
| 平成24年度 | | 23,919 | 8,649 | 568 | 999 | 13,529 | 173 |
| 平成25年度 | | 23,936 | 8,384 | 601 | 1,057 | 13,708 | 187 |
| 平成26年度 | | 23,821 | 8,329 | 561 | 1,000 | 13,735 | 196 |
| 平成27年度 | | 23,127 | 7,947 | 549 | 969 | 13,475 | 186 |

| 年度 | 区分 | 需要量(千 m^3) | | |
|--------|----|---------------|-------|--------|
| | | 総数 | 家庭用 | それ以外 |
| 平成28年度 | | 22,534 | 8,031 | 14,503 |
| 平成29年度 | | 20,638 | 8,196 | 12,442 |

(資料:大阪ガス株式会社)

(注) 需要量は千 m^3 以下四捨五入のため総数において一致しない場合がある。

ガスの小売全面自由化に伴い、平成28年度よりガス販売量の区分を変更。

1-8 上水道事業規模

| 年度 | 区分 | 給水人口 (人) | 普及率 (%) | 年間配水量 (千 m^3) | 一人一日平均 配水量 (L) | 配水管等の 延長 (km) | 消火栓数 (栓) |
|--------|----|-------------|------------|---------------------|-------------------|------------------|-------------|
| 平成20年度 | | 81,021 | 99.7 | 9,306 | 315 | 248 | 1,394 |
| 平成21年度 | | 80,769 | 99.7 | 9,174 | 311 | 249 | 1,402 |
| 平成22年度 | | 80,207 | 99.6 | 9,053 | 309 | 249 | 1,404 |
| 平成23年度 | | 79,742 | 99.6 | 8,769 | 300 | 249 | 1,404 |
| 平成24年度 | | 79,101 | 99.7 | 8,510 | 295 | 250 | 1,423 |
| 平成25年度 | | 78,708 | 99.7 | 8,445 | 294 | 250 | 1,434 |
| 平成26年度 | | 78,203 | 99.7 | 8,258 | 289 | 252 | 1,437 |
| 平成27年度 | | 77,735 | 99.7 | 8,106 | 285 | 255 | 1,443 |
| 平成28年度 | | 77,225 | 99.7 | 8,033 | 285 | 257 | 1,443 |
| 平成29年度 | | 76,605 | 99.7 | 7,965 | 285 | 255 | 1,463 |

(資料:上下水道部)

1-9 公共下水道の状況

| 区分 年度 | 計画決定面積 (A) ha | 事業認可区域面積 (B) ha | 処理区域面積 (C) ha | 総人口 (D) 人 | 処理区域人口 (E) 人 | 普及率 | | |
|----------|---------------------|-----------------------|---------------------|-----------------|--------------------|----------|----------|----------|
| | | | | | | 面積 | | 人口 |
| | | | | | | (C)/(A)% | (C)/(B)% | (E)/(D)% |
| 平成20年度 | 962 | 962.0 | 906.7 | 81,271 | 80,311 | 94.3 | 94.3 | 98.8 |
| 平成21年度 | 962 | 962.0 | 906.7 | 81,010 | 80,033 | 94.3 | 94.3 | 98.8 |
| 平成22年度 | 962 | 962.0 | 906.7 | 80,498 | 79,585 | 94.3 | 94.3 | 98.9 |
| 平成23年度 | 962 | 962.0 | 906.7 | 80,025 | 79,110 | 94.3 | 94.3 | 98.9 |
| 平成24年度 | 962 | 962.0 | 906.7 | 79,370 | 78,452 | 94.3 | 94.3 | 98.9 |
| 平成25年度 | 1,000.3 | 1,000.3 | 906.7 | 78,969 | 78,128 | 90.6 | 90.6 | 98.9 |
| 平成26年度 | 1,000.3 | 1,000.3 | 906.7 | 78,461 | 77,649 | 90.6 | 90.6 | 99.0 |
| 平成27年度 | 1,000.3 | 1,000.3 | 919.3 | 77,980 | 77,165 | 91.9 | 91.9 | 99.0 |
| 平成28年度 | 1,000.3 | 1,000.3 | 923.7 | 77,452 | 76,634 | 92.3 | 92.3 | 99.0 |
| 平成29年度 | 1,000.3 | 1,000.3 | 931.4 | 76,825 | 76,390 | 93.1 | 93.1 | 99.4 |

(資料:上下水道部)

1-10 し尿浄化槽設置状況

| 区分 年度 | 単独 | | 合併 | | 合計 | | |
|----------|-------|-----|------|-----|-------|-----|-------|
| | 一般家庭 | 事業所 | 一般家庭 | 事業所 | 一般家庭 | 事業所 | 計 |
| 平成20年度 | 2,071 | 385 | 473 | 99 | 2,544 | 484 | 3,028 |
| 平成21年度 | 1,977 | 376 | 458 | 96 | 2,435 | 472 | 2,907 |
| 平成22年度 | 1,855 | 363 | 423 | 95 | 2,278 | 458 | 2,736 |
| 平成23年度 | 1,756 | 356 | 401 | 88 | 2,157 | 444 | 2,601 |
| 平成24年度 | 1,660 | 348 | 382 | 86 | 2,042 | 434 | 2,476 |
| 平成25年度 | 1,585 | 334 | 360 | 87 | 1,945 | 421 | 2,366 |
| 平成26年度 | 1,516 | 326 | 345 | 87 | 1,861 | 413 | 2,274 |
| 平成27年度 | 1,436 | 319 | 321 | 85 | 1,757 | 404 | 2,161 |
| 平成28年度 | 1,384 | 312 | 308 | 81 | 1,692 | 393 | 2,085 |
| 平成29年度 | 1,290 | 333 | 293 | 79 | 1,583 | 412 | 1,995 |

(各年度末現在)(資料:城南衛生管理組合、環境課)

第2章 城陽市の現況

2-1 環境行政のあゆみ

| 年 | 月 | 出来事 |
|-------|----|--|
| 昭和42年 | 8 | 『公害対策基本法』制定 |
| 昭和43年 | 6 | 『大気汚染防止法』制定 |
| | 6 | 『騒音規制法』制定 |
| 昭和45年 | 12 | 『水質汚濁防止法』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等公害14法 改正、制定 |
| 昭和46年 | 3 | 『京都府公害防止条例』公布(12月施行) |
| | 6 | 『特定工場における公害防止組織の整備に関する法律』制定 |
| | 6 | 『悪臭防止法』制定 |
| 昭和47年 | 5 | 『城陽市光化学スモッグ緊急時対策要綱』制定 |
| | 6 | 『自然環境保全法』制定 |
| 昭和48年 | 4 | 河川水水質測定開始(市) |
| 昭和49年 | 5 | 環境騒音測定開始(市) |
| | 12 | 騒音規制法の地域指定を受ける |
| 昭和50年 | 10 | 市内工場の廃棄物埋め立て問題発生 |
| 昭和51年 | 1 | 悪臭防止法の地域指定を受ける(5物質) |
| | 5 | 鉄道騒音の測定実施(市) |
| | 6 | 『振動規制法』制定 |
| | 8 | 騒音に係る環境基準の類型指定を受ける |
| | 9 | 硫酸酸化物に係る総量規制の地域指定を受ける |
| 昭和52年 | 3 | 公害の現況(初版)発行(市) |
| | 6 | 悪臭測定開始(市) |
| | 8 | 市内工場の有機溶剤による公害問題発生 |
| 昭和53年 | 1 | 振動規制法の地域指定を受ける |
| | 6 | 『瀬戸内海環境保全特別措置法』制定 |
| | 7 | 『二酸化窒素に係る環境基準』設定 |
| | 9 | 市内工場の六価クロム排出問題発生 |
| 昭和54年 | 8 | 道路騒音、振動測定開始(市) |
| 昭和55年 | 2 | 『京都府公害防止条例』の一部改正(野焼き、カラオケ規制等)施行 |
| 昭和59年 | 3 | 『悪臭防止法』の一部改正(測定手法) |
| 昭和63年 | 11 | 『特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準』の一部改正 |
| 平成元年 | 2 | 『城陽市の環境』発行(市) |
| | 5 | 市内2ゴルフ場(城陽カントリー倶楽部、東城陽ゴルフクラブ)と農薬使用に関する協定を締結(市) |
| 平成3年 | 4 | 大気環境現況測定を開始(NO ₂ 、COを4ヶ所で四季の1週間測定) |
| | 6 | 京都の自然200選 植物部門に『寺田小学校のくぬぎ』が選定 |
| 平成4年 | 6 | 大気環境測定を実施 |
| | 9 | 京都の自然200選 動物部門に『イタセンパラなど水生生物の木津川右岸』が選定 |
| 平成5年 | 4 | 空き地の雑草除去、委託料を50円から70円に改定、生ゴミ処理『コンポスト』に補助金交付制度を創設 |
| | 5 | 大気環境現況測定 NO ₂ 、CO に SPM(浮遊粒子状物質)を追加 |
| | 6 | ロータリークラブより公害測定車寄贈 |
| | 9 | 京都の自然200選 地形、地物部門に『鴨谷の滝』が選定 |
| | 11 | 『環境基本法』成立 |
| 平成7年 | 3 | 京都の自然200選 歴史的な環境部門に『水度神社と参道の松並木』が選定 |
| | 12 | 『京都府環境を守り育てる条例』公布 |
| 平成8年 | 2 | 悪臭防止法施行に係る環境庁告示の改正 |
| | 4 | 都市計画法等の改正に伴う騒音・振動関係告示の改正(府) |
| 平成9年 | 4 | 『地下水保全対策委員会』の設置 |
| | 6 | 『環境影響評価法』の公布[平成11年6月施行] |
| 平成10年 | 9 | 『京都府環境基本計画』の策定 |
| | | 『騒音に係る環境基準』の改正[平成12年4月施行] |
| | 10 | 『地球温暖化対策の推進に関する法律』公布[平成11年4月施行] |
| 平成11年 | 7 | 『ダイオキシン類対策特別措置法』公布[平成12年1月施行] |
| | 10 | 環境監視員を配置 |
| 平成12年 | 3 | 『城陽市緑の基本計画』策定 |
| | 6 | 『循環型社会形成推進基本法』公布 |
| | 9 | 『城陽市環境市民懇話会』設置 |
| | 12 | 『城陽市浄化槽の設置等に関する要綱』策定 |
| 平成13年 | 3 | 『城陽市動植物環境調査報告書』完成(平成10年度から3ヶ年事業) |
| | 4 | 城陽市環境市民懇話会による『城陽市環境基本条例に関する提言書』の提出 |
| | 8 | 城陽市名木・古木の認定(認定木36本) |
| | 12 | 『城陽市環境基本条例』の公布 |
| 平成14年 | 3 | 第1回環境フォーラム開催 |
| | 4 | 『城陽市環境基本条例』の施行、『城陽市環境政策推進組織』の設置 |
| | 5 | 『土壌汚染対策法』公布[平成15年2月施行] |
| | 8 | 環境方針の策定 |
| | 9 | 『城陽市環境基本計画中間案』を策定 |
| | 10 | 『城陽市環境審議会』の設置 |

| 年 | 月 | 出来事 |
|---------|----|--|
| 平成 15 年 | 2 | 『城陽市環境基本計画』について『城陽市環境審議会』から答申 |
| | 3 | 『城陽市環境基本計画』策定 |
| | | 『城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定 |
| | | I S O 14001 認証取得 |
| | 9 | 第 2 回環境フォーラム開催 |
| 平成 16 年 | 1 | 城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会結成 |
| | 10 | 城陽環境パートナーシップ会議設立総会 |
| 平成 16 年 | 1 | 環境井戸端会議開催 |
| | 2 | I S O 14001 認証維持審査 |
| | 4 | 城陽市 I S O 認証取得助成金交付事業開始 |
| | | 城陽環境パートナーシップ会議愛称「城陽エコパートナー」に決定 |
| | 6 | 『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』制定 |
| 平成 17 年 | 9 | 第 3 回環境フォーラム開催 |
| | 2 | I S O 14001 認証維持審査 |
| 平成 17 年 | | 京都議定書発効 |
| | 11 | 第 4 回環境フォーラム開催 |
| 平成 18 年 | 1 | I S O 14001 認証更新審査 |
| | 4 | 『京都府地球温暖化対策条例』施行 |
| | 11 | 環境監視員 2 名体制化 |
| 平成 19 年 | 11 | 第 5 回環境フォーラム開催 |
| | 1 | I S O 14001 認証維持審査 |
| 平成 19 年 | 11 | 第 6 回環境フォーラム開催 |
| | 1 | I S O 14001 認証維持審査 |
| 平成 20 年 | 2 | 『第 2 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定 |
| | 4 | 京都議定書約定期間開始 |
| | 11 | 第 7 回環境フォーラム開催 |
| | 1 | I S O 14001 認証更新審査 |
| 平成 21 年 | 5 | 市内一斉クリーン活動 |
| | 6 | 『城陽市地球温暖化対策地域推進計画』策定 |
| | | 『城陽市環境基本計画』一部改正 |
| | | 城陽市における地盤および地下水環境保全に関する調査報告書作成 |
| | 7 | 地下水講演会開催 |
| 平成 22 年 | 11 | 第 8 回環境フォーラム開催 |
| | 1 | I S O 14001 認証維持審査 |
| | 4 | 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業開始 |
| | 6 | 市内一斉クリーン活動 |
| 平成 23 年 | 11 | 第 9 回環境フォーラム開催 |
| | 1 | I S O 14001 認証維持審査 |
| | 2 | 城陽生き物ハンドブック完成（城陽環境パートナーシップ会議作成） |
| | 6 | 市内一斉クリーン活動 |
| 平成 24 年 | 11 | 第 10 回環境フォーラム開催 |
| | 2 | 省エネ知恵ブック完成（城陽環境パートナーシップ会議作成） |
| | | エコドライブ講習会（市民向け・事業者向け） |
| | 3 | 地球温暖化防止教室 |
| | 4 | 市独自環境マネジメントシステム（J - E M S）運用開始 |
| 平成 25 年 | 6 | 市内一斉クリーン活動 |
| | 10 | 環境紙芝居完成（城陽環境パートナーシップ会議と城陽高校の協働制作） |
| | 11 | 第 12 回環境フォーラム開催 |
| | 2 | 『城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』策定 |
| | 4 | 『第 3 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定 |
| | 4 | E C O 宣言事業の実施 |
| 平成 26 年 | 6 | 省エネ相談窓口開設 |
| | 7 | 市内一斉クリーン活動 |
| | 10 | 環境紙芝居完成（城陽環境パートナーシップ会議と城陽高校の協働制作） |
| | 11 | 第 13 回環境フォーラム開催 |
| | 3 | 『城陽市環境基本計画』一部改正 |
| 平成 27 年 | 6 | 市内一斉クリーン活動 |
| | 7 | 省エネナビ貸出事業開始 |
| | 8 | 城陽生き物ハンドブック改訂版の完成 |
| | 11 | 第 14 回城陽市環境フォーラム開催 |
| | 3 | 地球温暖化防止教室 |
| | 6 | 市内一斉クリーン活動 |
| 平成 27 年 | 7 | 『京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例』施行 |
| | 10 | 城陽 ecoBOOK 完成（城陽環境パートナーシップ会議と西城陽高校の協働制作） |
| | 11 | 第 14 回城陽市環境フォーラム開催 |
| | 12 | 気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）開催 |

| 年 | 月 | 出来事 |
|---------|----|--|
| 平成 28 年 | 4 | 雨水貯留施設設置補助金交付事業開始 |
| | 6 | 市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」 |
| | 10 | 第 2 次環境基本計画策定ワークグループ設置（城陽環境パートナーシップ会議） 城陽環境かるた完成（城陽環境パートナーシップ会議作成） |
| | 11 | 第 15 回城陽市環境フォーラム開催 |
| 平成 29 年 | 4 | 住宅用蓄電池システム等設置補助金交付事業開始 |
| | 6 | 市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」 |
| | 11 | 第 16 回城陽市環境フォーラム開催 |
| | 3 | 『第 2 次城陽市環境基本計画』策定 『城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』策定 『第 4 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定 |
| 平成 30 年 | 6 | 市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」 城陽生き物ガイドブック 希少生物編の完成 |
| | 11 | 第 17 回城陽市環境フォーラム開催 |

2-2 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等

| 市町村 | 測定局 | 二酸化窒素 | 浮遊粒子状物質 | 二酸化硫黄 | 一酸化炭素 | 光化学オキシダント | 微小粒子状物質 |
|------|------------|-------|---------|-------|-------|-----------|---------|
| 京都市 | 市役所 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| | 壬生 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| | 伏見 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| | 山科 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| | 左京 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| | 西京 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| | 久我 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| | 北 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| | 醍醐 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| | 自排 | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 自排 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 自排 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 自排 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 向日市 | 向日陽 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| 大山崎町 | 大山崎 | ○ | ○ | | | × | |
| 宇治市 | 宇治 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| 城陽市 | 城陽 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| 久御山町 | 久御山 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| 京田辺市 | 田辺 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| 井手町 | 井手 | | | | | | ○ |
| 木津川市 | 木津 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| 南山城村 | 南山城 | | | | | | ○ |
| 精華町 | 精華 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| 亀岡市 | 亀岡 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| 南丹市 | 南丹 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| 福知山市 | 福知山 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| 舞鶴市 | 東舞鶴 | ○ | ○ | ○ | | × | ○ |
| 綾部市 | 綾部 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| 宮津市 | 宮津 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| 京丹後市 | 京丹後 | ○ | ○ | | | × | ○ |
| 大山崎町 | 国道171号(自排) | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 八幡市 | 国道1号(自排) | ○ | ○ | | | × | ○ |

(資料:京都市)

- (注) 1. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示しています。
2. 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成していない局を×で示しています。
3. 微小粒子状物質については、環境基準達成(長期基準、短期基準ともに満足しているもの)を○、環境基準非達成のうち長期基準のみ満足しているものを●、長期基準、短期基準ともに満足していないものを×で示しています。
4. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局)について、評価を行いました。
5. 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。
6. 精華局は平成27年3月19日に精北小学校からけいはんなプラザ敷地内に移設しました。
7. 「自排」は自動車排出ガス測定局を示しています。

2-3 二酸化硫黄(SO₂:経年変化)測定結果

| 市町 | 測定局 | 年平均値 (ppm) | | | | | | | |
|------|-----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 京都市 | 市役所 | 0.004 | 0.004 | — | — | — | — | — | — |
| | 壬生 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.004 |
| | 南 | 0.005 | 0.004 | — | — | — | — | — | — |
| | 伏見 | 0.005 | 0.004 | 0.004 | 0.005 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.002 |
| | 山科 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.001 |
| | 左京 | 0.004 | 0.004 | — | — | — | — | — | — |
| | 西京 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.001 |
| | 久我 | 0.004 | 0.004 | — | — | — | — | — | — |
| | 醍醐 | 0.004 | 0.004 | — | — | — | — | — | — |
| | 自排 | 0.004 | 0.003 | — | — | — | — | — | — |
| 向日市 | 向日陽 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.001 |
| 久御山町 | 久御山 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.004 | 0.003 | 0.002 | 0.002 | 0.002 |
| 木津川市 | 木津 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.002 | 0.001 |
| 亀岡市 | 亀岡 | 0.005 | 0.004 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.003 | 0.003 |
| 福知山市 | 福知山 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.002 | 0.002 | 0.000 |
| 舞鶴市 | 東舞鶴 | 0.003 | 0.003 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.002 | 0.002 |

(資料:京都市)

2-4 浮遊粒子状物質(SPM:経年変化)測定結果

| 市 町 | 測 定 局 | 年 平 均 値 (mg/m ³) | | | | | | | |
|-----------|-------------|------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 京 都 市 | 市 役 所 | 0.020 | 0.018 | 0.017 | 0.019 | 0.016 | 0.014 | 0.015 | 0.018 |
| | 壬 南 | 0.018 | 0.021 | 0.016 | 0.017 | 0.014 | 0.014 | 0.016 | 0.018 |
| | 伏 見 | 0.017 | 0.016 | — | — | — | — | — | — |
| | 山 科 | 0.019 | 0.018 | — | — | — | — | — | — |
| | 左 京 | 0.018 | 0.017 | 0.017 | 0.020 | 0.017 | 0.016 | 0.015 | 0.016 |
| | 西 京 | 0.017 | 0.014 | 0.015 | 0.016 | 0.015 | 0.014 | 0.012 | 0.012 |
| | 久 我 | 0.018 | 0.017 | 0.016 | 0.016 | 0.016 | 0.014 | 0.014 | 0.015 |
| | 醍 醐 | 0.020 | 0.018 | 0.018 | 0.019 | 0.017 | 0.016 | 0.014 | 0.015 |
| | 自 排 南 | 0.019 | 0.017 | 0.016 | 0.017 | 0.017 | 0.015 | 0.015 | 0.015 |
| | 自 排 大 宮 | 0.023 | 0.022 | 0.021 | 0.023 | 0.022 | 0.021 | 0.020 | 0.018 |
| | 自 排 山 科 | 0.024 | 0.022 | 0.024 | 0.025 | 0.022 | 0.020 | 0.018 | 0.020 |
| | 自 排 上 京 | 0.020 | 0.020 | 0.017 | 0.024 | 0.017 | 0.018 | 0.017 | 0.017 |
| 自 排 西 ノ 京 | 0.020 | — | — | 0.019 | 0.017 | 0.016 | 0.016 | 0.016 | |
| 自 排 桂 | 0.017 | 0.019 | 0.021 | 0.023 | 0.017 | 0.017 | 0.017 | 0.017 | |
| 向 日 市 | 向 陽 | 0.019 | 0.018 | — | — | — | — | — | — |
| 大 山 崎 町 | 大 山 崎 | 0.020 | 0.018 | 0.017 | 0.018 | 0.016 | 0.017 | 0.016 | 0.015 |
| 宇 治 市 | 宇 治 | 0.022 | 0.020 | 0.021 | 0.022 | 0.020 | 0.020 | 0.018 | 0.018 |
| 城 陽 市 | 城 陽 | 0.021 | 0.019 | 0.019 | 0.018 | 0.018 | 0.019 | 0.017 | 0.017 |
| 久 御 山 町 | 久 御 山 | 0.021 | 0.019 | — | 0.023 | 0.020 | 0.019 | 0.017 | 0.017 |
| 八 幡 市 | 国 設 京 都 八 幡 | 0.017 | 0.017 | 0.016 | 0.021 | 0.019 | 0.023 | 0.021 | 0.022 |
| 京 田 辺 市 | 田 辺 | 0.021 | 0.020 | 0.021 | 0.022 | — | — | — | — |
| 木 津 川 市 | 木 津 | 0.023 | 0.022 | 0.021 | 0.023 | 0.021 | 0.020 | 0.016 | 0.017 |
| 精 華 町 | 精 華 | 0.020 | 0.019 | 0.019 | 0.019 | 0.020 | 0.025 | 0.024 | 0.022 |
| 龜 岡 市 | 龜 岡 | 0.021 | 0.019 | 0.019 | 0.020 | 0.019 | 0.016 | 0.014 | 0.015 |
| 南 丹 市 | 南 丹 | 0.017 | 0.017 | 0.020 | 0.020 | 0.019 | 0.023 | 0.021 | 0.021 |
| 福 知 山 市 | 福 知 山 | 0.018 | 0.017 | 0.017 | 0.018 | 0.017 | 0.015 | 0.014 | 0.014 |
| 舞 鶴 市 | 東 舞 鶴 | 0.018 | 0.017 | 0.017 | 0.018 | 0.017 | 0.015 | 0.014 | 0.014 |
| 綾 部 市 | 綾 部 | 0.018 | 0.020 | 0.021 | 0.022 | 0.017 | 0.024 | 0.024 | 0.022 |
| 宮 津 市 | 宮 津 | 0.019 | 0.016 | 0.015 | 0.017 | 0.016 | 0.014 | 0.011 | 0.012 |
| 京 丹 後 市 | 京 丹 後 | 0.021 | 0.018 | 0.019 | 0.020 | 0.019 | 0.017 | 0.016 | 0.015 |
| 大 山 崎 町 | 国 道 1 7 1 号 | 0.017 | 0.015 | 0.018 | 0.021 | 0.019 | 0.021 | 0.019 | 0.018 |
| 宇 治 市 | 国 道 2 4 号 | 0.022 | 0.018 | 0.019 | 0.022 | 0.025 | 0.025 | 0.014 | 0.020 |
| 八 幡 市 | 国 道 1 号 | 0.023 | 0.021 | 0.022 | — | — | — | — | — |
| | | 0.017 | 0.016 | 0.017 | 0.020 | 0.023 | 0.021 | 0.020 | 0.014 |

(資料:京都府)

2-5 光化学オキシダント(Ox:経年変化)測定結果

| 市町 | 測定局 | | 昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm) | | | | | | | |
|------|----------------------------|-------|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 京都市 | 役所 壬生 南 | 0.054 | 0.045 | 0.049 | 0.050 | 0.048 | 0.048 | 0.047 | 0.050 | |
| | | 0.051 | 0.044 | 0.048 | 0.048 | 0.047 | 0.049 | 0.048 | 0.050 | |
| | | 0.054 | 0.045 | — | — | — | — | — | — | |
| | 伏見 山科 左京 西京 久我 | 見 | 0.055 | 0.045 | 0.048 | 0.049 | 0.047 | 0.048 | 0.048 | 0.048 |
| | | 科 | 0.058 | 0.046 | 0.049 | 0.048 | 0.048 | 0.048 | 0.047 | 0.048 |
| | | 京 | 0.060 | 0.045 | 0.048 | 0.050 | 0.048 | 0.048 | 0.047 | 0.049 |
| | | 京 | 0.056 | 0.045 | 0.049 | 0.051 | 0.049 | 0.048 | 0.046 | 0.049 |
| | 北 醍醐 | 我 | 0.052 | 0.044 | 0.048 | 0.049 | 0.048 | 0.048 | 0.047 | 0.049 |
| | | 北 | 0.050 | 0.043 | 0.047 | 0.048 | 0.046 | 0.045 | 0.043 | 0.045 |
| | | 醍醐 | 0.056 | 0.046 | 0.049 | 0.051 | 0.049 | 0.048 | 0.048 | 0.050 |
| 向日市 | 向日 | 陽 | 0.054 | 0.045 | 0.048 | 0.052 | 0.051 | 0.051 | 0.050 | 0.050 |
| 大山崎町 | 大山 | 崎 | 0.052 | 0.044 | 0.050 | 0.052 | 0.049 | 0.050 | 0.048 | 0.050 |
| 宇治市 | 宇治 | | 0.057 | 0.046 | 0.052 | 0.053 | 0.051 | 0.052 | 0.050 | 0.052 |
| 城陽市 | 城陽 | | 0.056 | 0.046 | — | 0.053 | 0.051 | 0.052 | 0.050 | 0.052 |
| 久御山町 | 久御 | 山 | 0.056 | 0.046 | 0.051 | 0.054 | 0.053 | 0.052 | 0.051 | 0.052 |
| 八幡市 | 国設 | 京都八幡 | 0.054 | 0.045 | 0.048 | 0.050 | — | — | — | — |
| 京田辺市 | 田辺 | | 0.056 | 0.044 | 0.049 | 0.051 | 0.051 | 0.053 | 0.052 | 0.052 |
| 木津川市 | 木津 | | 0.055 | 0.046 | 0.050 | 0.053 | 0.053 | 0.053 | 0.054 | 0.053 |
| 精華町 | 精華 | | 0.058 | 0.047 | 0.052 | 0.055 | 0.053 | 0.052 | 0.051 | 0.052 |
| 亀岡市 | 亀岡 | | 0.054 | 0.045 | 0.048 | 0.049 | 0.049 | 0.049 | 0.049 | 0.050 |
| 南丹市 | 南丹 | | 0.055 | 0.045 | 0.047 | 0.049 | 0.050 | 0.049 | 0.050 | 0.050 |
| 福知山市 | 福知 | 山 | 0.053 | 0.045 | 0.049 | 0.054 | 0.047 | 0.048 | 0.046 | 0.048 |
| 舞鶴市 | 東舞 | 鶴 | 0.050 | 0.043 | 0.048 | 0.047 | 0.047 | 0.047 | 0.046 | 0.048 |
| 綾部市 | 綾部 | | 0.053 | 0.045 | 0.050 | 0.049 | 0.048 | 0.048 | 0.047 | 0.048 |
| 宮津市 | 宮津 | | 0.053 | 0.047 | 0.050 | 0.051 | 0.048 | 0.049 | 0.050 | 0.049 |
| 京丹後市 | 京丹 | 後 | 0.053 | 0.046 | 0.048 | 0.049 | 0.049 | 0.049 | 0.048 | 0.050 |
| 八幡市 | 国道 | 1号 | — | — | — | 0.044 | 0.045 | 0.045 | 0.043 | 0.045 |

(資料:京都府)

- (注) 1. 昼間とは5時から20時までの時間帯をいいます。
2. 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

2-6 二酸化窒素(NO₂:経年変化)測定結果

| 市 町 | 測 定 局 | 年 平 均 値 (ppm) | | | | | | | |
|-----------|----------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 京 都 市 | 市 役 所 | 0.014 | 0.013 | 0.012 | 0.012 | 0.011 | 0.011 | 0.011 | 0.011 |
| | 壬 南 | 0.013 | 0.013 | 0.013 | 0.013 | 0.012 | 0.011 | 0.011 | 0.011 |
| | | 0.018 | 0.017 | — | — | — | — | — | — |
| | 伏 見 | 0.019 | 0.018 | 0.017 | 0.016 | 0.016 | 0.015 | 0.013 | 0.014 |
| | 山 科 | 0.015 | 0.014 | 0.013 | 0.014 | 0.013 | 0.012 | 0.011 | 0.012 |
| | 左 京 | 0.011 | 0.009 | 0.010 | 0.009 | 0.008 | 0.008 | 0.008 | 0.008 |
| | 西 京 | 0.013 | 0.013 | 0.012 | 0.012 | 0.010 | 0.009 | 0.009 | 0.009 |
| | 久 我 | 0.018 | 0.017 | 0.016 | 0.015 | 0.014 | 0.014 | 0.013 | 0.013 |
| | 北 | 0.012 | 0.012 | 0.010 | 0.011 | 0.010 | 0.010 | 0.009 | 0.009 |
| | 醍 醐 | 0.017 | 0.017 | 0.015 | 0.015 | 0.014 | 0.014 | 0.013 | 0.013 |
| | 自 排 南 | 0.029 | 0.028 | 0.027 | 0.026 | 0.025 | 0.025 | 0.022 | 0.021 |
| | 自 排 大 宮 | 0.030 | 0.029 | 0.028 | 0.028 | 0.026 | 0.025 | 0.024 | 0.024 |
| | 自 排 山 科 | 0.026 | 0.025 | 0.023 | 0.023 | 0.022 | 0.021 | 0.019 | 0.020 |
| | 自 排 上 京 | 0.014 | — | — | 0.011 | 0.010 | 0.010 | 0.010 | 0.010 |
| 自 排 西 ノ 京 | 0.018 | 0.017 | 0.017 | 0.016 | 0.015 | 0.015 | 0.014 | 0.013 | |
| 自 排 桂 | 0.012 | 0.012 | — | — | — | — | — | — | |
| 向 日 市 | 向 陽 | 0.014 | 0.013 | 0.012 | 0.011 | 0.009 | 0.009 | 0.009 | 0.010 |
| 大 山 崎 町 | 大 山 崎 | 0.014 | 0.014 | 0.014 | 0.014 | 0.013 | 0.012 | 0.011 | 0.013 |
| 宇 治 市 | 宇 治 | 0.013 | 0.012 | 0.011 | 0.011 | 0.012 | 0.011 | 0.010 | 0.011 |
| 城 陽 市 | 城 陽 | 0.011 | 0.011 | — | 0.010 | 0.009 | 0.008 | 0.008 | 0.009 |
| 久 御 山 町 | 久 御 山 | 0.016 | 0.016 | 0.014 | 0.015 | 0.014 | 0.014 | 0.013 | 0.013 |
| 八 幡 市 | 国 設 京 都 八 幡 | 0.014 | 0.014 | 0.013 | 0.013 | — | — | — | — |
| 京 田 辺 市 | 田 辺 | 0.013 | 0.013 | 0.011 | 0.012 | 0.011 | 0.011 | 0.010 | 0.011 |
| 木 津 川 市 | 木 津 | 0.008 | 0.008 | 0.008 | 0.008 | 0.007 | 0.007 | 0.006 | 0.007 |
| 精 華 町 | 精 華 | 0.009 | 0.009 | 0.009 | 0.008 | 0.008 | 0.009 | 0.009 | 0.009 |
| 亀 岡 市 | 亀 岡 | 0.008 | 0.008 | 0.008 | 0.007 | 0.006 | 0.006 | 0.006 | 0.006 |
| 南 丹 市 | 南 丹 | 0.005 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.003 |
| 福 知 山 市 | 福 知 山 | 0.007 | 0.006 | 0.006 | 0.006 | 0.006 | 0.005 | 0.004 | 0.005 |
| 舞 鶴 市 | 東 舞 鶴 | 0.009 | 0.008 | 0.006 | 0.006 | 0.007 | 0.006 | 0.006 | 0.006 |
| 綾 部 市 | 綾 部 | 0.006 | 0.006 | 0.006 | 0.006 | 0.006 | 0.005 | 0.005 | 0.005 |
| 宮 津 市 | 宮 津 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 |
| 京 丹 後 市 | 京 丹 後 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.002 | 0.003 |
| 大 山 崎 町 | 国 道 171 号(自 排) | 0.028 | 0.029 | 0.028 | 0.025 | 0.023 | 0.023 | 0.021 | 0.018 |
| 宇 治 市 | 国 道 24 号(自 排) | 0.023 | 0.023 | 0.022 | — | — | — | — | — |
| 八 幡 市 | 国 道 1 号(自 排) | 0.024 | 0.023 | 0.022 | 0.022 | 0.020 | 0.020 | 0.019 | 0.021 |

(資料:京都府)

2-7 微小粒子状物質(PM_{2.5}:経年変化)測定結果

| 市町村 | 測定局 | 年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | | | | | |
|------|---|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 京都市 | 市役所 | 14.6 | 14.1 | 13.1 | 11.8 | 10.5 | 11.0 |
| | 壬生 | 14.5 | 14.6 | 12.9 | 13.3 | 11.7 | 11.4 |
| | 山科 | — | 16.1 | 14.6 | 12.8 | 10.7 | 11.4 |
| | 西京 | — | 16.3 | 14.3 | 12.7 | 11.1 | 11.4 |
| | 久我 | — | 16.8 | 14.9 | 13.6 | 12.1 | 12.6 |
| | 醍醐 | 15.8 | 15.4 | 14.5 | 12.1 | 10.5 | 11.6 |
| | 自排南 | 16.2 | 17.1 | 15.6 | 13.1 | 11.1 | 11.9 |
| | 自排大宮 | 18.0 | 18.1 | 16.5 | 14.5 | 12.6 | 12.4 |
| | 自排山科 | 14.6 | 14.0 | 13.2 | 11.2 | 9.8 | 10.3 |
| 京都市 | 自排上京 | — | 14.6 | 13.2 | 11.9 | 10.0 | 10.4 |
| | 自排西ノ京 | — | 15.8 | 14.5 | 12.7 | 11.3 | 11.3 |
| 向日市 | 向陽 | 13.0 | 13.7 | 13.4 | 12.9 | 11.7 | 12.2 |
| 宇治市 | 宇治 | 13.2 | 14.0 | 13.6 | 12.8 | 11.8 | 12.4 |
| 久御山町 | 久御山 | 14.7 | 16.1 | 15.0 | 13.9 | 12.9 | 13.4 |
| 城陽市 | 城陽 | — | 14.6 | 14.7 | 13.1 | 12.3 | 13.1 |
| 京田辺市 | 田辺 | 13.1 | 14.4 | 14.7 | 13.6 | 12.2 | 12.6 |
| 井手町 | 井手 | — | 12.7 | 12.0 | 11.3 | 11.0 | 11.3 |
| 木津川市 | 木津 | 13.4 | 14.3 | 14.9 | 14.6 | 13.5 | 13.2 |
| 南山城村 | 南山城 | — | — | 12.3 | 11.3 | 10.9 | 11.0 |
| 精華町 | 精華 | 12.4 | 13.5 | 12.4 | 15.2 | 13.6 | 14.4 |
| 亀岡市 | 亀岡 | 13.0 | 14.9 | 13.3 | 13.2 | 12.1 | 12.3 |
| 南丹市 | 南丹 | 11.0 | 12.1 | 13.2 | 12.3 | 11.8 | 12.1 |
| 福知山市 | 福知山 | 14.4 | 15.0 | 13.6 | 11.5 | 10.3 | 11.0 |
| 舞鶴市 | 東舞鶴 | 12.3 | 13.0 | 12.6 | 13.2 | 12.7 | 12.3 |
| 綾部市 | 綾部 | 13.6 | 14.1 | 13.1 | 12.7 | 11.2 | 11.2 |
| 宮津市 | 宮津 | 10.9 | 11.6 | 10.8 | 10.6 | 10.0 | 10.2 |
| 京丹後市 | 京丹後 | 11.2 | 12.0 | 11.2 | 11.1 | 10.3 | 10.4 |
| 大山崎町 | 国道171号(自排) | 15.9 | 15.6 | 14.6 | 13.2 | 12.0 | 14.6 |
| 八幡市 | 国道1号(自排) | 16.4 | 17.6 | 15.7 | 14.8 | 13.9 | 12.0 |
| 環境基準 | 1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 | | | | | | |

(資料:京都市)

2-8 大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境基準 |
|-----------|---|
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |
| 二酸化いおう | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 |

(資料:京都市)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回る必要のないよう努めるものとする。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

2-9 光化学スモッグ注意報等の発令基準

| 区分 | 発令基準 | 解除基準 | 発令対象地域 |
|------|--|--|--|
| 注意報 | 1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。 | それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。 | ① 京都市地域(京都市) ② 乙訓地域(向日市、長岡京市、大山崎町) |
| 警報 | 1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。 | | ③ 宇治地域(宇治市、城陽市、久御山町) ④ 綴喜地域(八幡市、京田辺市、井手町) |
| 緊急警報 | 1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。 | | ⑤ 相楽地域(木津川市、精華町) |

2-10 大気質調査結果(平成 29 年度)

1. JIS規格による測定

| No. | 測定地点 | 測定項目 | 夏季(6月) | 秋季(9月) | 冬季(12月) | 春季(3月) | 平均値 | 環境基準 |
|-----|------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|-----------|
| 11 | 消防本部 | 二酸化窒素 | 0.013 | 0.012 | 0.020 | 0.014 | 0.015 | 0.04~0.06 |
| | | 浮遊粒子状物質 | 0.010 | 0.020 | 0.019 | 0.015 | 0.016 | 0.10 |
| | | 一酸化炭素 | 0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 10 |

2. PTIO方式による測定

| No. | 測定地点 | 測定項目 | 夏季(6月) | 秋季(9月) | 冬季(12月) | 春季(3月) | 平均値 | 環境基準 |
|-----|-------------|----------------|--------|--------|---------|--------|-------|-----------|
| 1 | 古川小学校 | 二酸化窒素 (ppm) | 0.007 | 0.010 | 0.013 | 0.014 | 0.011 | 0.04~0.06 |
| 2 | 久津川交番所 | | 0.007 | 0.010 | 0.014 | 0.016 | 0.012 | |
| 3 | 陽東苑 | | 0.003 | 0.007 | 0.013 | 0.012 | 0.009 | |
| 4 | 城陽台集会所 | | 0.003 | 0.008 | 0.009 | 0.011 | 0.008 | |
| 5 | 西城陽中学校 | | 0.007 | 0.009 | 0.013 | 0.015 | 0.011 | |
| 6 | あけぼのハウス | | 0.005 | 0.008 | 0.013 | 0.014 | 0.010 | |
| 7 | 京都中央信用金庫 | | 0.009 | 0.011 | 0.015 | 0.016 | 0.013 | |
| 8 | 鴻ノ巣台自治会集会所 | | 0.004 | 0.005 | 0.012 | 0.010 | 0.008 | |
| 9 | JA やましろ集出荷場 | | 0.007 | 0.008 | 0.014 | 0.014 | 0.011 | |
| 10 | 今池小学校 | | 0.004 | 0.006 | 0.010 | 0.014 | 0.009 | |
| 11 | 消防本部 | | 0.012 | 0.011 | 0.019 | 0.017 | 0.015 | |
| 12 | 長池友ヶ丘集会所 | | 0.011 | 0.013 | 0.017 | 0.018 | 0.015 | |
| 13 | 水主公会堂 | | 0.006 | 0.007 | 0.015 | 0.011 | 0.010 | |
| 14 | 島ノ宮集会所 | | 0.004 | 0.005 | 0.013 | 0.012 | 0.009 | |
| 15 | 富野公民館 | | 0.005 | 0.007 | 0.012 | 0.014 | 0.010 | |
| 16 | 南城陽中学校 | | 0.003 | 0.007 | 0.010 | 0.010 | 0.008 | |
| 17 | ボール柱(中向河原) | | 0.003 | 0.005 | 0.009 | 0.009 | 0.007 | |
| 18 | 奈島会議所 | | 0.004 | 0.007 | 0.011 | 0.011 | 0.008 | |
| 19 | 市辺自治会館 | | 0.005 | 0.006 | 0.012 | 0.009 | 0.008 | |
| 20 | 芦原加圧ポンプ所 | | 0.005 | 0.006 | 0.011 | 0.013 | 0.009 | |
| 平均値 | | | 0.006 | 0.008 | 0.013 | 0.013 | 0.010 | |

(注)各季7日間測定

2-11 公共用水域水質測定結果(平成29年度)

| 区分 | 測定項目 | 河川名 | 青谷川 | 中村川 | 今池川 | 宮ノ谷川 | 嫁付川 | 大谷川 | 長谷川 |
|--------|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 採水場所 | 稲荷橋・明神橋 | 樋門上流 | 古川合流 | 庭井 | 古宮 | 大谷 | 長谷川橋 |
| 生活環境項目 | 気温 (°C) | | 13.3 | 15.6 | 16.8 | 16.1 | 16.6 | 17.2 | 14.1 |
| | 水温 (°C) | | 15.0 | 20.4 | 19.0 | 17.4 | 17.7 | 21.2 | 14.9 |
| | 透視度 (度) | | >50 | >50 | >50 | >50 | >50 | >50 | 42 |
| | 水素イオン濃度 (pH) | | 7.9 | 8.2 | 8.0 | 8.6 | 8.9 | 7.9 | 8.4 |
| | 生物学的酸素要求量(BOD) (mg/L) | | 1.4 | 2.2 | 1.3 | 2.1 | 3.5 | 1.8 | 1.5 |
| 生活環境項目 | 浮遊物質量(SS) (mg/L) | | 3 | 3 | 6 | 3 | 3 | 1 | 11 |
| | 溶存酸素量(DO) (mg/L) | | 11 | 11 | 10 | 12 | 12 | 8.3 | 10 |
| 生活環境項目 | 大腸菌群数 (MPN/100mL) | | 130,000 | 7,000 | 4,600 | 2,400 | 14,000 | 46,000 | 14,000 |
| | | | 9,400 | 2,400 | 460 | 94 | 460 | 2,400 | 1,300 |
| 健康項目 | カドミウム (mg/L) | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン (mg/L) | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| | 鉛 (mg/L) | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 六価クロム (mg/L) | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素 (mg/L) | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 総水銀 (mg/L) | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | アルキル水銀 (mg/L) | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| | PCB (mg/L) | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| | ジクロロメタン (mg/L) | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 |
| | 四塩化炭素 (mg/L) | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 |
| | 1,2-ジクロロエタン (mg/L) | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 |
| | 1,1-ジクロロエチレン (mg/L) | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 |
| | トリクロロエチレン (mg/L) | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | テトラクロロエチレン (mg/L) | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 1,3-ジクロロプロペン (mg/L) | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 |
| | チウラム (mg/L) | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 |
| | シマジン (mg/L) | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | チオベンカルブ (mg/L) | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 |
| | ベンゼン (mg/L) | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | セレン (mg/L) | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) | 0.7 | 1.5 | 2.4 | 1.9 | 2.4 | 1.9 | 1.9 | 1.0 |
| | ふっ素 (mg/L) | <0.08 | <0.08 | <0.08 | <0.08 | <0.08 | <0.08 | 0.08 | 0.16 |
| | ほう素 (mg/L) | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 1,4-ジオキサン (mg/L) | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| その他の項目 | 化学的酸素要求量(CODMn) (mg/L) | 2.9 | 5.2 | 3.5 | 5.1 | 7.5 | 3.9 | 3.9 | |
| | n-ヘキサン抽出物質 (mg/L) | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | |
| | 全燐(T-P) (mg/L) | 0.082 | 0.13 | 0.11 | 0.27 | 0.42 | 0.26 | 0.032 | |
| | 全窒素(T-N) (mg/L) | 1.1 | 2.2 | 2.6 | 2.7 | 4.3 | 2.6 | 1.4 | |
| | フェノール類 (mg/L) | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | |
| | 銅 (mg/L) | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | 0.02 | <0.01 | |
| | 亜鉛 (mg/L) | 0.003 | 0.008 | 0.004 | 0.008 | 0.011 | 0.017 | 0.001 | |
| | 鉄 (mg/L) | 0.05 | 0.06 | 0.07 | 0.08 | 0.04 | 0.04 | 0.06 | |
| | マンガン (mg/L) | <0.01 | <0.01 | 0.02 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | 0.02 | |
| | ニッケル (mg/L) | <0.005 | 0.008 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | |
| | アンモニア性窒素 (mg/L) | 0.13 | 0.18 | 0.05 | 0.15 | 0.97 | 0.13 | 0.06 | |
| | 陰イオン界面活性剤 (mg/L) | <0.01 | <0.01 | <0.01 | 0.01 | <0.01 | 0.01 | <0.01 | |
| | 流量 (m ³ /s) | 0.040 | 0.060 | 0.154 | 0.014 | 0.007 | 0.010 | 0.036 | |
| | BOD負荷 (g/s) | 0.056 | 0.13 | 0.20 | 0.029 | 0.025 | 0.018 | 0.054 | |
| | COD負荷 (g/s) | 0.12 | 0.31 | 0.54 | 0.071 | 0.053 | 0.039 | 0.14 | |

※透視度については分析値が50以上の場合、50として平均値を算出した。

※流量が0.001 m³/s未満の場合は、0.001 m³/sとして平均値を算出した。

※大腸菌群数は分析方法の観点から測定結果を平均することが適切でないため、上段に最大値を、下段に最小値を示した。

※古川は平成27年10月から河川拡幅工事のため欠測

2-12 水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|-----------------|---------------|--|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法又は38.1.2及び38.5に定める方法 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | 規格K0102の54に定める方法 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | 規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。) |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | 規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | 昭和46年環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 公共用水域告示付表2に掲げる方法 |
| PCB | 検出されないこと。 | 公共用水域告示付表3に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 | 公共用水域告示付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 | 規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 | 硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 | 規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 | 規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 | 公共用水域告示付表7に掲げる方法 |

(資料:京都府)

- 備考: 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

2-13 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)

河川(湖沼を除く)

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|---|---------------------------|---|-------------------------|--------------------------|--|----------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1 mg/L 以下 | 25 mg/L 以下 | 7.5 mg/L 以上 | 50MPN/100mL 以下 |
| A | 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2 mg/L 以下 | 25 mg/L 以下 | 7.5 mg/L 以上 | 1,000MPN/100 mL以下 |
| B | 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3 mg/L 以下 | 25 mg/L 以下 | 5 mg/L 以上 | 5,000MPN/100 mL以下 |
| C | 水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5 mg/L 以下 | 50 mg/L 以下 | 5 mg/L 以上 | — |
| D | 工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8 mg/L 以下 | 100 mg/L 以下 | 2 mg/L 以上 | — |
| E | 工業用水3級、環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10 mg/L 以下 | ごみ等の浮遊 が認められない こと。 | 2 mg/L 以上 | — |
| 測定方法 | | 規格 K0102 の 12.1 に定める方法 又はガラス電極を用 いる水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法 | 規格 K0102 の 21 に定める方法 | 公共用水域告示付 表9に掲げる方法 | 規格 K0102 の 32 に定める方法 又は隔膜電極若しく は光学式センサを用 いる水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法 | 最確数による定量 法 |
| 備考 | | | | | | |
| <p>1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階(試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。</p> <p>この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p> | | | | | | |

(資料:京都府)

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2-14 市内8河川水質(BOD値)の経年変化(年平均値)

| 河川 年度 | 青谷川 | 中村川 | 今池川 | 宮ノ谷川 | 古川 | 嫁付川 | 大谷川 | 長谷川 |
|----------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| H20年度 | 2.7 | 4.6 | 3.0 | 4.9 | 2.6 | 4.8 | 2.2 | 2.2 |
| H21年度 | 3.3 | 8.0 | 2.2 | 4.4 | 4.1 | 23 | 2.7 | 1.5 |
| H22年度 | 2.5 | 2.8 | 3.0 | 4.7 | 3.1 | 6.8 | 3.9 | 1.5 |
| H23年度 | 2.0 | 5.1 | 3.0 | 4.9 | 2.1 | 7.7 | 4.1 | 1.7 |
| H24年度 | 2.7 | 3.7 | 2.0 | 2.9 | 2.2 | 5.5 | 4.0 | 1.9 |
| H25年度 | 2.1 | 2.4 | 1.7 | 3.2 | 2.4 | 5.6 | 2.8 | 1.6 |
| H26年度 | 1.1 | 1.9 | 1.2 | 2.1 | 2.0 | 3.3 | 1.2 | 1.6 |
| H27年度 | 1.1 | 2.4 | 1.2 | 2.0 | 1.3 | 3.0 | 2.1 | 1.3 |
| H28年度 | 1.3 | 3.8 | 1.4 | 2.1 | — | 3.9 | 2.0 | 1.2 |
| H29年度 | 1.4 | 2.2 | 1.3 | 2.1 | — | 3.5 | 1.8 | 1.5 |

(注) 古川は平成 27 年 10 月から河川拡張工事のため欠測

2-15 地下水水質測定結果(平成 29 年度)

| 内容及び項目 | 久世八丁 | 平川広田 | 寺田南川顔 | 寺田大川原 | 水主森ノ東 | 枇杷庄中奥田 | 富野荒見田 | 定量下限値 | 環境基準 |
|-----------------------------|------|------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|----------------|
| カドミウム | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0003 | 0.003 mg/L 以下 |
| 全シアン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.1 | 検出されないこと |
| 鉛 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.005 | 0.01 mg/L 以下 |
| 六価クロム | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.02 | 0.05 mg/L 以下 |
| 砒素 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.005 | 0.01 mg/L 以下 |
| 総水銀 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0005 | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0005 | 検出されないこと |
| PCB | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0005 | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.002 | 0.02 mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0002 | 0.002 mg/L 以下 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0002 | 0.002 mg/L 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0004 | 0.004 mg/L 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.01 | 0.1 mg/L 以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.004 | 0.04 mg/L 以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.1 | 1 mg/L 以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0006 | 0.006 mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.001 | 0.01 mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.001 | 0.01 mg/L 以下 |
| 1, 3-ジクロロプロパン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0002 | 0.002 mg/L 以下 |
| チウラム | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0006 | 0.006 mg/L 以下 |
| シマジン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0003 | 0.003 mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.002 | 0.02 mg/L 以下 |
| ベンゼン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.001 | 0.01 mg/L 以下 |
| セレン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.002 | 0.01 mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 5.0 | ND | 3.5 | 1.3 | ND | ND | 1.0 | 0.1 | 10 mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.16 | 0.14 | 0.08 | 0.08 | 0.12 | 0.15 | 0.12 | 0.08 | 0.8 mg/L 以下 |
| ほう素 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.1 | 1 mg/L 以下 |
| 1, 4-ジオキサン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.005 | 0.05 mg/L 以下 |
| 水素イオン濃度(pH) | 6.5 | 6.3 | 6.4 | 6.1 | 6.5 | 6.5 | 6.3 | — | — |

| 内容及び項目 | 枇杷庄知原 | 富野内川 | 長池北清水 | 観音堂甲田 | 中樋ノ上 | 奈島川田 | 市辺中垣内 | 定量下限値 | 環境基準 |
|-----------------------------|-------|------|-------|-------|------|------|-------|--------|----------------|
| カドミウム | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0003 | 0.003 mg/L 以下 |
| 全シアン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.1 | 検出されないこと |
| 鉛 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.005 | 0.01 mg/L 以下 |
| 六価クロム | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.02 | 0.05 mg/L 以下 |
| 砒素 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.005 | 0.01 mg/L 以下 |
| 総水銀 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0005 | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0005 | 検出されないこと |
| PCB | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0005 | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.002 | 0.02 mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0002 | 0.002 mg/L 以下 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0002 | 0.002 mg/L 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0004 | 0.004 mg/L 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.01 | 0.1 mg/L 以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.004 | 0.04 mg/L 以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.1 | 1 mg/L 以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0006 | 0.006 mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | ND | ND | ND | 0.009 | ND | ND | ND | 0.001 | 0.01 mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.001 | 0.01 mg/L 以下 |
| 1, 3-ジクロロプロパン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0002 | 0.002 mg/L 以下 |
| チウラム | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0006 | 0.006 mg/L 以下 |
| シマジン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.0003 | 0.003 mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.002 | 0.02 mg/L 以下 |
| ベンゼン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.001 | 0.01 mg/L 以下 |
| セレン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.002 | 0.01 mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 0.5 | 0.9 | 5.8 | 1.3 | 4.3 | 2.1 | 1.5 | 0.1 | 10 mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.14 | 0.18 | 0.18 | 0.18 | 0.22 | 0.19 | 0.17 | 0.08 | 0.8 mg/L 以下 |
| ほう素 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.1 | 1 mg/L 以下 |
| 1, 4-ジオキサン | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.005 | 0.05 mg/L 以下 |
| 水素イオン濃度(pH) | 6.6 | 6.6 | 5.8 | 6.0 | 5.9 | 6.4 | 6.3 | — | — |

2-16 地下水の環境基準

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|--|---------------|--|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | 規格K0102の54に定める方法 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | 規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。) |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | 規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | 昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 公共用水域告示付表2に掲げる方法 |
| P C B | 検出されないこと。 | 公共用水域告示付表3に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L 以下 | 平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 | 公共用水域告示付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 | 規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 | 硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 | 規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 | 規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 | 公共用水域告示付表7に掲げる方法 |
| 備考 | | |
| 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 | | |
| 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 | | |
| 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 | | |
| 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 | | |

(資料:京都府)

2-17 城陽市地下水採取の適正化に関する条例

平成 9 年 4 月 1 日
条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地下水を市民の共有にして有限な資源と認識し、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることによって、市民の生活用水としての水道水源を保全し、ひいては市全体の地下水の保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設をいう。
- (2) 井戸深度 地表面からケーシングの最下部までの深さをいう。
- (3) ケーシング 掘削した井戸に設置した鋼管等をいう。
- (4) 吐出口径 揚水機の吐出口の口径をいう。

(許可)

第 3 条 次に掲げる地域(以下「指定地域」という。)内で揚水施設を設置して地下水を採取しようとする者は、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径について市長の許可を受けなければならない。ただし、当該揚水施設に係る井戸が、手掘り又は打込みによるものである場合は、この限りでない。

- (1) 第 1 種規制地域 公共用の水道の水源井戸から 600 メートル以内の地域
- (2) 第 2 種規制地域 第 1 種規制地域を除く市の全域

(許可の申請)

第 4 条 前条の許可を受けようとする者は、揚水施設の設置工事に着手する日の 30 日前までに規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該揚水施設の吐出口径が規則で定める大きさ以上であるときは、地下水の利用に関する管理者(以下「地下水利用管理者」という。)を選任し、その者の氏名を市長に届け出なければならない。

(許可の基準)

第 5 条 市長は、第 3 条の許可の申請に係る揚水施設の井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径が次に掲げる基準(以下「許可基準」という。)に適合していると認める場合でなければ同条の許可をしてはならない。

| 区分 | 井戸深度 | ケーシングの口径 | 吐出口径 |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 第 1 種規制地域 | 100m 以内 | 100 mm 以下 | 40 mm 以下 |
| 第 2 種規制地域 | — | 300 mm 以下 | 100 mm 以下 |

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第 3 条の許可の申請に係る揚水施設により採取する地下水が、公共の用に供するものである場合又は用途上特に必要かつ相当であって、他の水源をもって代えることが困難であると認める場合に限り、同条の許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定を適用するときは、城陽市地下水保全対策委員会の審議を経なければならない。

(経過措置)

第 6 条 一の地域が第 2 種規制地域から第 1 種規制地域となった際に当該地域内で許可揚水施設(第 3 条の許可を受けた揚水施設をいう。以下同じ。)により地下水を採取している者に係る同条の許可は、当該許可揚水施設が前条に規定する第 1 種規制地域における許可基準に適合しないこととなった場合であってもその効力を失わない。

(変更の許可)

第 7 条 第 3 条の許可を受けた者(以下「地下水採取者」という。)は、許可揚水施設について、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第 4 条及び第 5 条の規定は、前項の許可に準用する。

(変更の制限)

第 8 条 第 6 条の規定により第 3 条の許可の効力を失わないこととされた許可揚水施設については、当該許可揚水施設に係る井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくすることはできない。

(許可の条件)

第 9 条 市長は、第 3 条又は第 7 条第 1 項の許可に、地下水の合理的な利用の促進を図るため必要な条件を付すことができる。ただし、その条件は、その地下水採取者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(採取量の制限)

第 10 条 地下水採取者が当該許可揚水施設により採取する地下水の量は、指定地域ごとに規則で定める基準を超えてはならない。

(地下水採取者の責務)

第 11 条 地下水採取者は、地下水の循環利用、かん養等その合理的な利用に努めなければならない。

(採取量の報告)

第 12 条 規則で定める大きさ以上の吐出口径の揚水施設を有する地下水採取者は、毎年 4 月 30 日までに前年度における地下水の採取量を市長に報告しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第 13 条 地下水採取者は、その氏名、名称、住所又は地下水利用管理者に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の承継)

第 14 条 地下水採取者から許可揚水施設を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水施設に係る地下水採取者の地位を承継する。

2 地下水採取者について相続人又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、地下水採取者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
(許可の失効)

第 15 条 地下水採取者がその許可揚水施設につき次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、当該許可揚水施設に係る第 3 条の許可は、その効力を失う。この場合においては、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可揚水施設により地下水を採取することを廃止したとき。
- (2) 前号の場合のほか、許可揚水施設を廃止したとき。

(指導又は勧告)

第 16 条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、地下水の採取又はその合理的な利用に関して指導又は勧告をすることができる。

(監督処分)

第 17 条 市長は、偽りその他不正な手段により第 3 条又は第 7 条第 1 項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第 3 条若しくは第 7 条第 1 項の許可を受けず、又は第 9 条の規定により付した条件に違反して揚水施設を設置し地下水を採取している者に対して、当該揚水施設による地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期間をつけて、その違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、揚水施設の設置の場所又は当該揚水施設により地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、揚水施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地下水保全対策委員会)

第 19 条 第 5 条第 3 項に規定する同条第 2 項の許可その他この条例の施行に関し、必要な事項についての審議を行わせるため、城陽市地下水保全対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員 7 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(氏名の公表)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称を公表することができる。

- (1) 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 17 条第 2 項の規定による命令に違反した者

(罰則)

第 22 条 第 3 条の許可を受けないで規制地域内で揚水施設を設置し地下水を採取した者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の許可を受けないで許可揚水施設の井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくし地下水を採取した者
- (2) 第 18 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年(1997 年)5 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 10 年(1998 年)4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定地域内の揚水施設により地下水を採取している者(揚水施設の建設中の者を含む。)は、その揚水施設について、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径(以下「既存規模」という。)により、第 3 条の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、この条例の施行日から起算して 3 月以内に別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

4 一の地域内にある揚水施設に係る附則第 2 項の許可は、当該地域の指定地域の区分の変更があった場合であってもその効力を失わない。

5 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者が、当該許可に係る揚水施設(当該揚水施設が第 1 種規制地域内にあり、その既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているものに限る。)を変更するときは、第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えることはできない。

6 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、当該許可に係る揚水施設が次に掲げるものである場合は、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくする変更をすることはできない。

- (1) 第 1 種規制地域内にあって、既存規模が第 5 条に規定する第 1 種規制地域における許可基準を超え、かつ、第 2 種規制地域における許可基準以下であるもの

- (2) 第 2 種規制地域内にあって、既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているもの

7 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者については、第 10 条の規定は適用しない。

2-18 地下水取水状況（平成30年3月末）

口径別

| 吐出口径(cm) | 件数 | 採取量(m ³ /年) | 比率(%) |
|------------|-----|------------------------|-------|
| 40未満 | 123 | 472,976 | 2.0 |
| 40以上50未満 | 63 | 425,512 | 1.8 |
| 50以上65未満 | 76 | 965,701 | 4.2 |
| 65以上80未満 | 87 | 2,286,856 | 9.8 |
| 80以上100未満 | 72 | 2,556,533 | 11.0 |
| 100以上125未満 | 59 | 6,875,205 | 29.6 |
| 125以上150未満 | 19 | 4,081,125 | 17.5 |
| 150以上 | 14 | 5,594,744 | 24.1 |
| 合計 | 513 | 23,258,652 | 100.0 |

用途別

| 用途 | 件数 | 採取量(m ³ /年) | 比率(%) |
|------|-----|------------------------|-------|
| 農業用 | 201 | 8,969,024 | 38.6 |
| 工業用 | 103 | 5,250,379 | 22.6 |
| 商業用 | 64 | 936,321 | 4.0 |
| 家庭用 | 76 | 410,003 | 1.8 |
| その他 | 50 | 700,110 | 3.0 |
| 水道事業 | 19 | 6,992,815 | 30.1 |
| 計 | 513 | 23,258,652 | 100.0 |

※小数を四捨五入しているため比率が一致しない場合がある

2-19 地下水位状況

| 地上を0として m表示 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
|-----------------|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 浅井戸 (久津川地域) | -3.9 | -3.7 | -3.9 | -3.6 | -3.7 | -3.9 | -4.1 | -4.1 | -4.3 | -4.1 |
| | 井戸深度60m、井戸口径250mm、標高14m | | | | | | | | | |
| 浅井戸 (寺田地域) | -4.1 | -4.0 | -3.9 | -3.8 | -3.7 | -3.7 | -3.9 | -4.0 | -4.1 | — |
| | 井戸深度30m、井戸口径60mm、標高15m | | | | | | | | | |
| 浅井戸 (寺田地域) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | -4.0 |
| | 井戸深度45m、井戸口径200mm、標高15m | | | | | | | | | |
| 浅井戸 (富野青谷地域) | -6.2 | -6.1 | -5.9 | -5.5 | -5.4 | -5.5 | -5.4 | -5.0 | -5.0 | -5.1 |
| | 井戸深度40m、井戸口径200mm、標高20m | | | | | | | | | |
| 深井戸 (市中央部) | -43.6 | -42.9 | -42.1 | -41.2 | -40.4 | -39.6 | -39.8 | -39.0 | -38.6 | -38.8 |
| | 井戸深度90m、井戸口径150mm、標高54m | | | | | | | | | |

(資料：上下水道部)

2-20 一般地域の環境騒音測定結果(平成29年12月5日～12月6日)

| 測定地点 | 用途地域 | 環境基準 | | 測定結果 | | | | 地域 類型 |
|-----------------|------|------|----|-------------------------------|----|----------|----|----------|
| | | | | 等価騒音レベル L _{Aeq} (dB) | | 環境基準適合状況 | | |
| | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | |
| 1. 久世北垣内47-5他1 | 1種住居 | 55 | 45 | 43 | 38 | ○ | ○ | B類型 |
| 2. 水主北ノ口18 | 1種住居 | 55 | 45 | 45 | 36 | ○ | ○ | B類型 |
| 3. 寺田北山田29-11 | 1種住居 | 55 | 45 | 45 | 37 | ○ | ○ | B類型 |
| 4. 富野森山1-97 | 1種住居 | 55 | 45 | 52 | 45 | ○ | ○ | B類型 |
| 5. 市辺柿木原48-31他1 | 1種住居 | 55 | 45 | 52 | 43 | ○ | ○ | B類型 |

2-21-(1) 道路交通・振動測定結果(平成29年12月5日～12月6日)

| | No. | 路線名 | 測定地点 | 用途地域 | 振動測定結果 | | | | 交通量(台/10分) | |
|-------------------|-----|-----------------|---------|-------|-------------------------|----|-----------|----|------------|-----|
| | | | | | 振動(L ₁₀ :dB) | | 要請限度値(dB) | | 平成29年度 | |
| | | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 幹線交通を担う道 路近接空間 | 1 | 一般国道24号 | 平川広田67 | 準工業 | 45 | 40 | 70 | 65 | 299 | 109 |
| | 2 | 一般国道24号 | 富野久保田1 | 市街化調整 | 34 | 37 | 65 | 60 | 68 | 13 |
| | 3 | 一般国道24号 | 富野南清水69 | 準住居 | 47 | 42 | 65 | 60 | 126 | 54 |
| | 4 | 一般国道307号 | 中草原14 | 市街化調整 | 30 | 23 | 65 | 60 | 17 | 6 |
| | 5 | 山城総合運動公園 城陽線 | 寺田大川原45 | 1低住専 | 26 | 23 | 65 | 60 | 35 | 10 |
| | 6 | 八幡城陽線 | 平川大將軍2 | 2低住専 | 34 | 25 | 65 | 60 | 32 | 12 |

(注) 交通量及び車速は、昼間2観測、夜間2観測の平均値とする。

2-21-(2) 評価区間別面的評価結果(平成29年12月5日～12月6日)

| 評価区間 | 評価区間 起点 | 評価区間 終点 | 面的評価結果 (戸数) | | | | | 面的評価結果 (%) | | | | |
|-----------------|------------|------------|---------------------------|--------------------------------------|---|---|--|---------------------------|--|---|---|--|
| | | | 評価 対象 住居 等戸 数 | 昼 間・ 夜間 とも 基準 値以 下 | 昼 間 の み 基 準 値 以 下 | 夜 間 の み 基 準 値 以 下 | 昼 間・ 夜間 とも 基 準 値 超 過 | 評価 対象 住居 等戸 数 | 昼 間・ 夜間 とも 基 準 値 以 下 | 昼 間 の み 基 準 値 以 下 | 夜 間 の み 基 準 値 以 下 | 昼 間・ 夜間 とも 基 準 値 超 過 |
| 全 体 | | | 914 | 877 | 27 | 0 | 10 | 100.0 | 96.0 | 3.0 | 0.0 | 1.1 |
| 一般国道 24 号 | 平川 | 寺田 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 一般国道 24 号 | 寺田 | 寺田 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 寺田 | 寺田 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 100.0 | 50.0 | 50.0 | 0.0 | 0.0 |
| 一般国道 24 号 | 長池 | 奈島 | 152 | 127 | 20 | 0 | 5 | 100.0 | 83.6 | 13.2 | 0.0 | 3.3 |
| | 奈島 | 奈島 | 5 | 4 | 1 | 0 | 0 | 100.0 | 80.0 | 20.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 寺田 | 長池 | 52 | 47 | 5 | 0 | 0 | 100.0 | 90.4 | 9.6 | 0.0 | 0.0 |
| 一般国道 307 号 | 市辺 | 市辺 | 127 | 127 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 市辺 | 奈島 | 114 | 114 | 0 | 0 | 0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 山城総合運動 公園城陽線 | 久世 | 寺田 | 72 | 69 | 0 | 0 | 3 | 100.0 | 95.8 | 0.0 | 0.0 | 4.2 |
| 八幡城陽線 | 平川 | 平川 | 385 | 383 | 0 | 0 | 2 | 100.0 | 99.5 | 0.0 | 0.0 | 0.5 |

(注)四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがある。

2-22 騒音に係る特定施設の届出状況

(平成30年3月末現在)

| 種 類 | 騒音規制法 | | 京都府環境を守り育てる条例 | |
|------------|-------|-------|---------------|-------|
| | 事業場数 | 施 設 数 | 事業場数 | 施 設 数 |
| 金属加工機械 | 12 | 71 | 65 | 198 |
| 圧縮機、送風機 | 32 | 182 | 194 | 1,505 |
| 土石用破砕機等 | 1 | 3 | 11 | 25 |
| 繊維機械 | 4 | 20 | 15 | 33 |
| 建設用資材製造機械 | 2 | 4 | 9 | 20 |
| 木材加工機械 | 2 | 11 | 16 | 30 |
| 印刷機械 | 6 | 20 | — | — |
| 合成樹脂用射出成形機 | 3 | 27 | 1 | 3 |
| 合成樹脂加工機械 | — | — | 3 | 5 |
| 遠心分離機 | — | — | 1 | 1 |
| クーリングタワー | — | — | 26 | 44 |
| 重油バーナー | — | — | 3 | 7 |
| 工業用動力ミシン | — | — | 5 | 9 |
| 計 | 62 | 338 | 349 | 1,880 |

(注)法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

2-23 振動に係る特定施設の届出状況

(平成30年3月末現在)

| 種 類 | 振動規制法 | | 京都府環境を守り育てる条例 | |
|----------------|-------|-------|---------------|-------|
| | 事業場数 | 施 設 数 | 事業場数 | 施 設 数 |
| 金属加工機械 | 14 | 69 | 11 | 21 |
| 圧縮機 | 29 | 88 | 14 | 23 |
| 土石用破砕機等 | 2 | 3 | 9 | 16 |
| 繊維機械 | 3 | 10 | — | — |
| コンクリートブロックマシン等 | 1 | 2 | — | — |
| 木材加工機械 | 1 | 1 | — | — |
| パッチャープラント | — | — | 4 | 4 |
| 印刷機械 | 2 | 11 | — | — |
| 合成樹脂用射出成形機 | 2 | 25 | — | — |
| 冷凍機 | — | — | 100 | 667 |
| 計 | 54 | 209 | 138 | 731 |

(注)法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

2-24 騒音に係る環境基準(抜粋)

| 地域の類型 | | 基準値 | |
|------------------|--|-------------|-------------|
| | | 昼間(6時から22時) | 夜間(22時から6時) |
| 一般地域 | A及びB | 55 dB以下 | 45 dB以下 |
| | C | 60 dB以下 | 50 dB以下 |
| 道路に面する地域 | A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 dB以下 | 55 dB以下 |
| | B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 dB以下 | 60 dB以下 |
| 幹線交通を担う道路に近接する空間 | | 70 dB以下 | 65 dB以下 |

(資料:京都府)

(地域の類型)

A地域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

B地域:第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

C地域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

2-25 自動車騒音の要請限度(抜粋)

| 区域の区分 | 基準値 | |
|--|-------------|-------------|
| | 昼間(6時から22時) | 夜間(22時から6時) |
| a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域 | 65 dB | 55 dB |
| a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 dB | 65 dB |
| b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 dB | 70 dB |
| 幹線交通を担う道路に近接する区域 | 75 dB | 70 dB |

(資料:京都府)

(区域の区分)

a区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

b区域:第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

c区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。

①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。

②道路運送法上の一般自動車道であって都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。

2 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

2-26 道路交通振動の要請限度(抜粋)

| 区域の区分 | | 基準値 | |
|-------|--|-------------------|-------------------|
| | | 昼間 (午前8時～午後7時) | 夜間 (午後7時～午前8時) |
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 | 65 dB | 60 dB |
| 第2種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 | 70 dB | 65 dB |

(資料:京都府)

2-27 悪臭防止法に基づく規制基準

①敷地境界における規制基準

| 特定悪臭物質の種類 | 許 容 限 度(ppm) | |
|--------------|--------------|-------|
| | A地域 | B地域 |
| アンモニア | 1 | 5 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | 0.01 |
| 硫化水素 | 0.02 | 0.2 |
| 硫化メチル | 0.01 | 0.2 |
| 二硫化メチル | 0.009 | 0.1 |
| トリメチルアミン | 0.005 | 0.07 |
| アセトアルデヒド | 0.05 | 0.5 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | 0.5 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | 0.08 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | 0.2 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | 0.05 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 | 0.01 |
| イソブタノール | 0.9 | 20 |
| 酢酸エチル | 3 | 20 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | 6 |
| トルエン | 10 | 60 |
| スチレン | 0.4 | 2 |
| キシレン | 1 | 5 |
| プロピオン酸 | 0.03 | 0.2 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 | 0.006 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | 0.004 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | 0.01 |

(資料：京都府)

備考

1. A 地域とは、規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。
2. B 地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により森林地域として定められた地域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。)をいう。

②排出口における規制基準

- ①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

③排水に係る規制基準

- ①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

2-28 ダイオキシン類等の調査結果

(1)京都府測定(平成29年度)

| 種 類 | 測定場所等 | 測定日 | 測定値 | 基準値 |
|-----|-------|-----------|--------------|----------------|
| 土壌 | 一般環境 | H29. 7. 3 | 6.9 pg-TEQ/g | 1,000 pg-TEQ/g |

(2)事業場自主測定(3事業場)

| 種 類 | 測定場所等 | 測定日 | 測定値 | 基準値 |
|------|----------|------------|--------------------------------|---------------------------|
| 排出ガス | 公共施設 A-1 | H29. 7. 28 | 0.0057 ng-TEQ/m ³ | 10 ng-TEQ/m ³ |
| | 公共施設 A-2 | H29. 7. 7 | 0.0011 ng-TEQ/m ³ | 0.1 ng-TEQ/m ³ |
| | 公共施設 A-3 | H29. 7. 7 | 0.000012 ng-TEQ/m ³ | 0.1 ng-TEQ/m ³ |
| | 公共施設 B | 休止中 | | 10 ng-TEQ/m ³ |
| | A 社 | H30. 3. 30 | 6.8 ng-TEQ/m ³ | 10 ng-TEQ/m ³ |
| | B 社 | H30. 2. 27 | 0.14 ng-TEQ/m ³ | 5 ng-TEQ/m ³ |
| ばいじん | 公共施設 A-1 | 集じんなし | | 3 ng-TEQ/g |
| | 公共施設 A-2 | H29. 7. 7 | 0.24 ng-TEQ/g | 3 ng-TEQ/g |
| | 公共施設 A-3 | 上記と混合排出 | | 3 ng-TEQ/g |
| | 公共施設 B | 休止中 | | 3 ng-TEQ/g |
| | A 社 | H30. 3. 30 | 0.87 ng-TEQ/g | 3 ng-TEQ/g |
| | B 社 | H30. 2. 28 | <0.02 ng-TEQ/g | 3 ng-TEQ/g |
| 燃え殻 | 公共施設 A-1 | H29. 7. 28 | 0 ng-TEQ/g | 3 ng-TEQ/g |
| | 公共施設 A-2 | H29. 7. 7 | 0.0020 ng-TEQ/g | 3 ng-TEQ/g |
| | 公共施設 A-3 | H29. 7. 7 | 0.000001 ng-TEQ/g | 3 ng-TEQ/g |
| | 公共施設 B | 休止中 | | 3 ng-TEQ/g |
| | A 社 | H30. 3. 30 | 0 ng-TEQ/g | 3 ng-TEQ/g |
| | B 社 | H30. 2. 28 | 0.05 ng-TEQ/g | 3 ng-TEQ/g |
| 排水 | 公共施設 A-1 | H29. 7. 28 | 0.00014 pg-TEQ/L | 10 pg-TEQ/L |
| | 公共施設 A-2 | | | |
| | 公共施設 A-3 | | | |

(資料：京都府)

2-29 城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例

昭和 58 年 3 月 29 日
条例第 9 号

城陽市あき地の雑草の除去に関する条例(昭和 48 年条例第 25 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、あき地の雑草等を除去することによって、市民の良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に使用していない土地及びこれに準ずる土地をいう。
- (2) 雑草等 雑草、枯草又はかん木類をいう。
- (3) 所有者等 あき地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (4) 不良状態 あき地が雑草等の繁茂により、次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 市民の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。

イ 犯罪、火災又は交通事故の発生を誘発するおそれがあるとき。

(所有者等の義務)

第 3 条 あき地の所有者等は、当該あき地が不良状態にならないよう努めなければならない。

(適用の範囲)

第 4 条 この条例の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市街化区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内のあき地
- (2) 市街化調整区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内で市長が雑草等の除去を必要と認めたあき地

(除去の指導)

第 5 条 市長は、あき地が不良状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者等に対し、雑草等の除去について指導をするものとする。

(除去の命令)

第 6 条 市長は、所有者等が前条の指導に従わないときは、その者に対し当該あき地の雑草等の除去を命ずることができる。

(代執行)

第 7 条 市長は、あき地の所有者等が前条の命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより、市長は、あき地の所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせ、その費用をあき地の所有者等から徴収するものとする。

2 代執行を行う執行責任者は、その執行責任を有する者であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(立入調査)

第 8 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、あき地に立入り、その状態、管理の方法、措置の内容その他必要な事項に関し調査することができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(除去の委託)

第 9 条 あき地の所有者等は、当該あき地の雑草等の除去を市長に申請し、委託することができる。

2 委託料については、規則で定める。

(罰則)

第 10 条 第 6 条の規定による命令に違反した者については 3 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 11 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2-30 除草指導状況

| 区分 | | 年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 対象地 | 筆数(筆) | 130 | 132 | 134 | 134 | 123 | 120 | 127 | 123 | | |
| | 面積(㎡) | 47,349 | 47,527 | 48,774 | 48,183 | 44,483 | 43,956 | 44,985 | 44,327 | | |
| 処理数 | 自己処理 | 筆数(筆) | 97 | 122 | 104 | 117 | 92 | 116 | 96 | 113 | |
| | | 面積(㎡) | 40,041 | 45,416 | 41,437 | 45,585 | 38,158 | 43,177 | 38,739 | 42,825 | |
| | 委託処理 | 筆数(筆) | 32 | 8 | 30 | 17 | 30 | 4 | 31 | 10 | |
| | | 面積(㎡) | 6,723 | 1,318 | 7,337 | 2,598 | 6,173 | 779 | 6,246 | 1,502 | |
| | 合計 | 筆数(筆) | 129 | 130 | 134 | 134 | 122 | 120 | 127 | 123 | |
| | | 面積(㎡) | 46,764 | 46,734 | 48,774 | 48,183 | 44,331 | 43,956 | 44,985 | 44,327 | |
| 未処理数 | 筆数(筆) | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 面積(㎡) | 585 | 793 | 0 | 0 | 152 | 0 | 0 | 0 | | |
| 処理率(%) | | 98.8 | 98.3 | 100.0 | 100.0 | 99.7 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | | |
| 苦情件数(件) | | 12 | 4 | 11 | 2 | 11 | 2 | 13 | 0 | | |

2-31 公害別の苦情受理件数及び処理件数

| 年度 | 項目 | 典 型 7 公 害 | | | | | | その他 | 合計 | |
|--------|----|------------|------------|------------|-----|-----|------------|-----|----|-----|
| | | 大 気 汚 染 | 水 質 汚 濁 | 土 壤 汚 染 | 騒 音 | 振 動 | 地 盤 沈 下 | | | 悪 臭 |
| 平成20年度 | | 7 | 6 | 0 | 12 | 2 | 0 | 11 | 21 | 59 |
| | | 7 | 6 | 0 | 10 | 2 | 0 | 11 | 19 | 55 |
| 平成21年度 | | 15 | 6 | 1 | 8 | 0 | 0 | 13 | 17 | 60 |
| | | 14 | 6 | 1 | 7 | 0 | 0 | 11 | 17 | 56 |
| 平成22年度 | | 10 | 9 | 0 | 10 | 0 | 0 | 11 | 16 | 56 |
| | | 10 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 | 11 | 16 | 55 |
| 平成23年度 | | 11 | 1 | 0 | 13 | 0 | 0 | 10 | 22 | 57 |
| | | 11 | 1 | 0 | 12 | 0 | 0 | 10 | 22 | 56 |
| 平成24年度 | | 12 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 11 | 18 | 46 |
| | | 12 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 10 | 18 | 45 |
| 平成25年度 | | 12 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 10 | 18 | 46 |
| | | 12 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 10 | 18 | 46 |
| 平成26年度 | | 21 | 6 | 0 | 13 | 2 | 0 | 4 | 10 | 56 |
| | | 21 | 6 | 0 | 14 | 2 | 0 | 5 | 10 | 58 |
| 平成27年度 | | 17 | 5 | 0 | 10 | 0 | 0 | 10 | 7 | 49 |
| | | 17 | 5 | 0 | 10 | 0 | 0 | 9 | 6 | 47 |
| 平成28年度 | | 14 | 3 | 0 | 9 | 1 | 0 | 5 | 5 | 37 |
| | | 14 | 3 | 0 | 9 | 1 | 0 | 6 | 5 | 38 |
| 平成29年度 | | 26 | 1 | 2 | 6 | 0 | 0 | 3 | 12 | 50 |
| | | 26 | 1 | 2 | 6 | 0 | 0 | 3 | 12 | 50 |

(注) 上段：受理件数、下段：年度内処理件数

2-32 用途地域別苦情発生件数

| 地域 | 種類 | 年 度 | 典 型 公 害 | | | | | | その他 | 合計 | |
|---------------------------|----|-----|------------|------------|------------|-----|-----|------------|-----|----|-----|
| | | | 大 気 汚 染 | 水 質 汚 濁 | 土 壤 汚 染 | 騒 音 | 振 動 | 地 盤 沈 下 | | | 悪 臭 |
| 第一種低層住居 専用地域 424 ha | | 27 | 1 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 | 4 | 14 |
| | | 28 | 5 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 3 | 3 | 15 |
| | | 29 | 5 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 8 | 17 |
| 第二種低層住居 専用地域 20 ha | | 27 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 28 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第一種住居地域 306 ha | | 27 | 6 | 3 | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 3 | 19 |
| | | 28 | 3 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 2 | 10 |
| | | 29 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 | 5 |
| 第二種住居地域 1 ha | | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 準住居地域 15 ha | | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 近隣商業地域 21 ha | | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 29 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 商業地域 2 ha | | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 準工業地域 59 ha | | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | | 28 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 29 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 工業地域 17 ha | | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 工業専用地域 6 ha | | 27 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市街化調整区域 2,400 ha | | 27 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 11 |
| | | 28 | 6 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 10 |
| | | 29 | 20 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 25 |
| 合 計 3,271 ha | | 27 | 17 | 5 | 0 | 10 | 0 | 0 | 10 | 7 | 49 |
| | | 28 | 14 | 3 | 0 | 9 | 1 | 0 | 5 | 5 | 37 |
| | | 29 | 26 | 1 | 2 | 6 | 0 | 0 | 3 | 12 | 50 |

2-33 城陽市廃棄物減量等推進審議会条例

平成 8 年 4 月 1 日
条例第 10 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 7 の規定に基づき、城陽市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 一般廃棄物の分別・減量に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
- (3) 一般廃棄物の再生利用に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、一般廃棄物の減量等に関する事項について市長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(意見の開陳その他の協力)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、廃棄物処理主管課において処理する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年(1999 年)3 月 1 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年(1999 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年(2006 年)3 月 31 日条例第 11 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年(2006 年)7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年(2009 年)7 月 1 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年(2010 年)12 月 28 日条例第 25 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日から施行する。

2-34 ごみの処理量と資源化率

(単位:t/年)

| 年度 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 項目 | | | | | | |
| 燃やすごみ | 家庭系 | 12,361 | 12,294 | 12,151 | 11,862 | 11,940 |
| | 事業系 | 4,332 | 4,555 | 4,594 | 4,585 | 4,520 |
| 燃やさないごみ | 家庭系 | 3,747 | 3,241 | 1,778 | 1,864 | 2,241 |
| | 事業系 | 106 | 131 | 177 | 175 | 211 |
| 資源ごみ (カン・びん・ペットボトル等) | 回収量 | 915 | 1,194 | 2,102 | 1,865 | 1,574 |
| | 資源化量 | 627 | 793 | 1,387 | 1,301 | 1,093 |
| 集団回収(新聞・ダンボール等) | | 4,209 | 4,209 | 3,968 | 3,661 | 3,408 |
| 資源ごみ収集量合計 | | 5,124 | 5,223 | 6,070 | 5,526 | 4,982 |
| 資源化率(%) | | 94.4 | 92.3 | 88.2 | 89.8 | 90.3 |
| 一人一日あたりごみ排出量(g) | | 557 | 541 | 486 | 484 | 504 |

(資料:ごみ減量推進課)

(注) 資源化率=(資源化資源ごみ+集団回収)/資源ごみ収集量合計

一人一日あたりごみ排出量=(家庭系の燃やすごみ+家庭系の燃やさないごみ)/市の人口/年間日数で算出。

家庭系の燃やすごみ及び燃やさないごみには、不法投棄その他分を含む。

※平成 25 年度より家庭系燃やさないごみに、土砂を含める。

※平成 26 年度より資源ごみに、プラマーク製品を含める。

※平成 27 年 1 月からプラスチック製容器包装の分別収集開始

2-35 し尿と浄化槽汚泥処理量

(単位:kL)

| 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| し尿 | 5,058 | 4,456 | 4,195 | 3,962 | 3,929 | 3,634 | 3,257 | 2,981 | 2,709 | 2,566 |
| 浄化槽汚泥 | 5,660 | 4,901 | 4,511 | 4,938 | 4,121 | 4,305 | 3,629 | 3,392 | 3,159 | 3,261 |
| 合計 | 10,745 | 9,357 | 8,706 | 8,900 | 8,050 | 7,939 | 6,886 | 6,373 | 5,868 | 5,827 |

(資料:ごみ減量推進課)

2-36 生ごみ処理機等購入費補助の状況

(単位:件)

| 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| コンポスト容器 | 6 | 6 | 8 | 3 | 3 | 10 | 1 | 5 | 7 | 2 |
| ボカシ容器 | 2 | 6 | 3 | 5 | 2 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 生ごみ処理機 | 19 | 27 | 32 | 16 | 9 | 11 | 4 | 12 | 10 | 1 |

(資料:ごみ減量推進課)

2-37 城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ふん害 道路、河川、公園、学校、福祉施設、医療施設、神社仏閣及びこれらに類する場所(以下「公共の場所」という。)にふんを放置することをいう。

(2) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、飼い犬のふん害の防止に関する啓発に努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第 4 条 飼い主は、飼い犬のふん害を防止するため、公共の場所に飼い犬を移動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携行しなければならない。

2 飼い主は、公共の場所において、飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを持ち帰らなければならない。

(勧告)

第 5 条 市長は、飼い主が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 6 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた飼い主が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該飼い主に対し、その勧告に従うよう命令することができる。

(罰則)

第 7 条 前条の規定による命令に違反した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年(2005 年)10 月 1 日から施行する。

2-38 城陽市の名木・古木

| 認定番号 | 樹木の名称 | 樹種 | 樹高 | 幹周 | 樹木の所在地 (地名等) | 樹木の解説 |
|------|------------------------|---------|-----|------------|------------------------------|--|
| 1 | コウツヤ 上津屋渡し場のエノキ | エノキ | 16m | 3.5m ※1 | 上津屋野上 2-1 (北村一雄の宅地内) | 木津川に橋が架かっていなかった頃、上津屋の渡し場の目印とされていた木。 |
| 2 | オガミチャヤ 御拝茶屋八幡宮のエノキ | エノキ | 20m | 2.2m | 平川茶屋裏 44 (御拝茶屋八幡宮境内) | 旧街道の要衝の地にあり、往時は京都から奈良への旅人が、石清水八幡宮をここから遙拝したとされる御拝茶屋八幡宮に生育する大木。 |
| 4 | ヒライ 平井神社のケヤキ | ケヤキ | 20m | 2.2m | 平川東垣外 78-1 (平井神社境内) | 近鉄久津川駅の玄関口に生育し、ケヤキ特有の樹姿をしており、容姿端麗な木。 |
| 5 | ヒライ 平井神社のナラガシワ | ナラガシワ | 20m | 2.6m | 平川東垣外 78-1 (平井神社境内) | 木津川上流域の森での生育は見られるが、本市街地における自然の姿の大木は珍しい。 |
| 8 | オオダニ 大谷の千本立ちエノキ | エノキ | 15m | 4.7m ※2 | 寺田大谷 123 (城陽寺田ゴルフ場南側) | 11本の株立ちで、千本立ち(多行)エノキとして珍しい木。 |
| 10 | コウノスヤマ 鴻ノ巣山のアカマツ | アカマツ | 9m | 2.0m | 寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社境内林中腹) | 昔の鴻ノ巣山の主体木で、付近一帯でマツタケが採取されていたアカマツ林の名残の大木。 |
| 11 | ミト 水度神社境内のシノキ群の代表木 | シノキ | 19m | 2.4m | 寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社境内遊歩道内) | 水度神社境内林のシノキを主体とした樹林は、植生遷移の極相を顕著に呈した貴重な樹林であり、そのシノキ群生林の代表木。 |
| 12 | ミト 水度神社のダイオウシヨウ | ダイオウシヨウ | 25m | 2.7m | 寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社境内林) | 葉が三針葉でマツの仲間中最長である。アメリカ南部の樹種ではあるが、京都府下でもこれだけの大木は珍しい。 |
| 13 | ミト 水度神社のシノキ | シノキ | 13m | 3.3m | 寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社社務所前) | 推定樹齢約 300 年以上の風格のある古木で、水度神社のシンボルの木。 |
| 15 | テラダ 寺田小学校のクスノキ | クスノキ | 18m | 3.1m | 寺田北山田 2 (寺田小学校校庭) | 樹形も堂々として校門脇に生育しており、寺田小学校のシンボルとなっている木。 |
| 16 | ミトサカ 水度坂、中島邸のゴヨウマツ | ゴヨウマツ | 5m | 1.3m | 寺田水度坂 8 (中島寛の宅地内) | 堂々とした樹形で、風格と気品を兼ね備えた古木。 |
| 17 | ヤシヤ 夜叉ばあさんのムクノキ | ムクノキ | 17m | 1.9m | 寺田水度坂 12 (玉池前の水度神社参道北側) | 樹幹にできているコブが老女の顔に似ていることから、地域の伝説にちなみ「夜叉ばあさんの木」として親しまれている。 |
| 18 | ミト 水度神社参道のクスノキ | クスノキ | 17m | 2.6m | 寺田水度坂 132-1 (玉池北側) | 水度参道と玉池の景観に趣を与えている、樹形も堂々とした参道の代表木。 |
| 19 | キタウザイ 北東西、田島邸のエノキ | エノキ | 14m | 1.9m | 寺田北東西 120 (田島繁雄の宅地内) | 集落を北風から守る防風林として植えられたとされる、一昔前の名残の木。 |
| 20 | ミズシ 水主神社のクスノキ群の代表木 | クスノキ | 24m | 3.6m | 水主宮馬場 30 (水主神社境内) | 水主神社の境内林は、クスノキの大木が群生しているすばらしい鎮守の森であり、その代表木。 |
| 21 | ビワノシヨウ 枇杷庄のクスノキ | クスノキ | 18m | 3.8m | 枇杷庄大堀 76-1 (芝谷邸の宅地内) | 枇杷庄公園の緑と一体となり、地区の緑を代表する木。 |
| 23 | トノハマ 富野浜のクワ | クワ | 11m | 1.4m | 富野蛭子前 103 (木津川堤外地の農地) | 昔の地場産業である養蚕に利用されていた名残の木。 |
| 24 | アラミ 荒見神社参道のクスギ | クスギ | 16m | 2.2m | 富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道) | 荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つであり、樹姿も伸びやかな端正な木。 |
| 25 | アラミ 荒見神社参道のクスノキ | クスノキ | 14m | 2.8m | 富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道) | 荒見神社参道の緑の立役者の一つで、樹形がすばらしい木。 |
| 26 | アラミ 荒見神社参道のエノキ | エノキ | 12m | 3.3m ※3 | 富野東田部 65 地先 (荒見神社参道) | 荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つで、2本立ちであるが樹形がすばらしい木。 |
| 27 | ハセガワ 長谷川河口のエノキ | エノキ | 13m | 4.3m | 富野内川 246 地先 (木津川堤防の長谷川河口) | 木津川堤防にあって、悠然と立つたくて風格のある大木。昔は、「六ヶ池のエノキ」と呼ばれ、田辺、井手方面から東富野への目印となっていた。 |
| 28 | キタシミズ 北清水、放示邸のヨコメガシ | ヨコメガシ | 3m | 60cm ※4 | 長池北清水 22-1 (放示邸の宅地内) | アラカシの園芸種であるが、推定樹齢約 100 年で、葉に白い模様が入っている珍しい木。 |
| 30 | アオダニ 青谷小学校のクスノキ | クスノキ | 15m | 2.9m | 中樋ノ上 71 (青谷小学校校門横) | 地域の交通の拠点に生育しており、青谷地域のシンボルとなっている木。 |
| 31 | カモ 賀茂神社のムクノキ | ムクノキ | 20m | 3.2m | 奈島久保野 110 (賀茂神社境内) | ムクノキ特有の樹形をなし、地域を代表する木。 |
| 32 | ナシツ 奈島弁天さんのケヤキ | ケヤキ | 20m | 2.7m | 奈島久保野 3-1 (賀茂神社東側) | 地域の緑地の代表となる樹姿がきれいな大木で、昔から弁天さんのケヤキとして祀られていた。 |
| 33 | イチノベ 市辺天満神社のスギ | スギ | 24m | 2.6m | 市辺城下 88 (市辺天満神社本殿左前) | 市内で最古のスギの大木で、樹齢約 130 年とされており、伸びやかに生育している。 |
| 34 | イチノベ 市辺天満神社のモチノキ | モチノキ | 15m | 1.9m | 市辺城下 88 (市辺天満神社境内西側) | 市辺天満神社の大木であり、モチノキとしては市内最大級。 |

| 認定番号 | 樹木の名称 | 樹種 | 樹高 | 幹周 | 樹木の所在地(地名等) | 樹木の解説 |
|-----------|-----------------------------|--------|------|------------|--|--|
| 35 | ナカガイ 中垣内、富田邸のロウバイ | ロウバイ | 4m | 26cm ※4 | 市辺中垣内 2 (富田武男の宅地内) | ソシンロウバイでこれだけまとまった群生は珍しく、開花する冬季には、地元をはじめ他府県からの見学者も多い。 |
| 36 | イチノベミナミガイ 市辺南垣内、松井邸のクロマツ | クロマツ | 5m | 1.7m | 市辺南垣内 107 (松井敏和の宅地内) | 樹齢約 200 年とされる風格のある古木で、枝を四方に広げた樹姿はすばらしい。枝張は、最大 12m にも及ぶ。 |
| 38 ※6 | カンノドウタツミバ 観音堂 巽畑のシブガキ | カキ | 8.5m | 2.4m | 観音堂巽畑 80 (「二本松の碑」の南東約 80m 付近) | 「鶴の子」という山城地域特有の品種で、柿渋を採るのに利用されるカキの大木。一面に実をつけた姿が美しい。城陽の古い暮らしを伝える木。 |
| 39 ※6 | キトウザイ 北東西、奥邸のゴヨウマツ | ゴヨウマツ | 5m | 2.1m | 寺田北東西 42 (奥源比古の宅地内) | 推定樹齢約 200 年以上で、庭木として整った風格を持つ木。 |
| 41 ※6 | ヒロカワヨコミチ 平川横道、上田邸のソメイヨシノ | サクラ | 7.5m | 2.6m ※7 | 平川横道 48-3 (上田将の宅地内) | 満開の花が美しい、住宅地の中でひととき目を引くサクラの古木。 |
| 42 ※8 | イチノベマツ 市辺松尾のイヌザクラ | イヌザクラ | 20m | 1.5m | 市辺松尾 43-2 (高塚山の林道沿い・国道 307 号から徒歩約 20 分) | 花は、ソメイヨシノなどと異なり、房状に咲く。葉の下部はクサビ型で、多くのサクラの卵形とは著しく異なるので「イヌ」と呼ばれている。 |
| 43 ※8 | イチノベナカガイ 市辺中垣内、畑中邸のナツメ | ナツメ | 4m | 0.9m | 市辺中垣内 24 (畑中利啓の宅地内) | 中国北部から平安朝時代に渡来し、その果実は薬用・食用に重宝されてきた。この木は、江戸時代に植えられた古木であるが、今も多くの実をつけ続けている。 |
| 44 ※9 | 南京都病院のエドヒガン | エドヒガン | 12m | 3.15m | 中芦原 11 (南京都病院の敷地内) | 2種類の合体木で根本から8本株立ちしており、うち1本はエドヒガンの園芸種のシダレザクラ(イトザクラ)で、極めて珍しいサクラである。 |
| 45 ※10 | ミト 水度神社のツガ | ツガ | 15m | 1.8m | 寺田宮ノ谷 89 (水度神社境内) | 水度神社境内に植えられたツガで、樹姿も伸びやかで端正な木。 |
| 46 ※10 | クセ 久世神社のオガタマノキ | オガタマノキ | 15m | 1.7m | 久世芝ケ原 143 (久世神社境内) | 神社に植えられるオガタマノキは古代より神聖な木とされ、久世神社を代表する木。 |
| 47 ※10 | ナカナカノゴウ 中中之郷のウメ | ウメ | 2m | 1.3m | 中中之郷 12 | 城陽市の木であるウメを代表する実梅品種の「城陽州白」で、梅の里青谷のシンボリックな木。 |

認定を解除した樹木

| 認定番号 | 樹木の名称 | 樹種 | 樹木の所在地(地名等) | 樹木の解説 |
|----------|-------------------------|-------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 3 | アオヅカ 青塚古墳のコナラ | コナラ | 平川室木 102 (青塚古墳の区域内) | 枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除 |
| 6 | カミオオタニ 上大谷 4 号古墳のコナラ | コナラ | 久世上大谷 107-14 (上大谷古墳群 4 号墳地内) | 枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除 |
| 7 | ライコウジ 来迎寺のカヤ | カヤ | 久世南垣内 97 (来迎寺境内) | 枯死のため平成 18 年 10 月 3 日に認定解除 |
| 9 | コウノスキマ 鴻ノ巣山運動公園のウメ | ウメ | 寺田大川原 90-7 (鴻ノ巣山運動公園内) | 樹勢回復が困難と判断のため平成 30 年 2 月 28 日に認定解除 |
| 14 | テラダ 寺田小学校のクスギ | クスギ | 寺田北山田 2 (寺田小学校校庭) | 枯死のため平成 15 年 7 月 18 日に認定解除 |
| 22 | トノハマ 富野浜のエノキ | エノキ | 富野蛭子前 81 地先 (木津川堤外地の旧堤防跡地) | 台風による倒壊・伐採のため平成 16 年 12 月 20 日に認定解除 |
| 29 | アサクラ 且棕神社のタマミズキ | タマミズキ | 観音堂甲畑 1-12 (且棕神社の本殿西側山林) | 枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除 |
| 37 ※5 | トノハマ 富野浜のエノキ | エノキ | 富野蛭子前 81 地先 (木津川堤外地の旧堤防跡地) | 枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除 |
| 40 ※6 | キトウザイ 北東西、中島邸のゴヨウマツ | ゴヨウマツ | 寺田北東西 78 (中島真三郎の宅地内) | 枯死のため平成 26 年 3 月 5 日に認定解除 |

(資料:地域整備課)

樹高:地際から樹冠の最上端までの垂直高をいう。 幹周:地際から1.3mの高さの幹周りをいう。

樹高・幹周は認定時の数値。

※1:地際周の計測で3本立ち

※2:地際周の計測で11本立ち

※3:地際周の計測で2本立ち

※4:地際最大幹周の計測で4本立ち

※5:平成 17 年 2 月 10 日に新規認定

※6:平成 19 年 9 月 10 日に新規認定

※7:地際周の計測

※8:平成 24 年 2 月 21 日に新規認定

※9:平成 25 年 2 月 12 日に新規認定

※10:平成 30 年 2 月 28 日に新規認定

2-39 公園の設置状況

(1) 城陽市所管

(平成30年4月1日現在)

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 種 別 | 面 積 (㎡) |
|---------|------------|---------------------|------|---------|
| 1 | 城陽市総合運動公園 | 寺田大川原・奥山・宮ノ谷 | 運動公園 | 160,168 |
| 2 | 木津川河川敷運動広場 | 水主下外島23-1 他 | 近隣公園 | 32,730 |
| 3 | 桜づつみ寺田緑地 | 寺田北堤下の一部及び地先 | 都市緑地 | 9,975 |
| 4 | 桜づつみ枇杷庄緑地 | 枇杷庄大堀及び島ノ宮の一部及び地先 | 〃 | 3,713 |
| 5 | 桜づつみ富野緑地 | 富野内川の一部及び地先 | 〃 | 10,610 |
| 6 | 桜づつみ奈島緑地 | 奈島川原口、植田及び中島の一部及び地先 | 〃 | 17,253 |
| 7 | 桜づつみ水主緑地 | 水主大將軍の一部及び地先 | 〃 | 17,951 |
| 8 | 山城青谷駅前広場 | 市辺五島88-8 他2 | 〃 | 846 |
| 9 | 長池駅前広場Ⅰ | 長池北裏61-7 | 〃 | 557 |
| 10 | 富野荘駅前広場 | 枇杷庄鹿背田51-30 | 〃 | 737 |
| 11 | 久津川駅前広場 | 平川東垣外78-1 | 〃 | 610 |
| 12 | 枇杷庄公園 | 枇杷庄大堀138-1 他2 | 街区公園 | 2,787 |
| 13 | 久津川児童公園 | 平川野原10 他3 | 〃 | 2,289 |
| 14 | 指月児童公園 | 平川指月63-1 | 〃 | 999 |
| 15 | 寺田西児童公園 | 寺田大林43-4 | 〃 | 1,001 |
| 16 | 寺田児童公園 | 寺田今堀25 | 〃 | 1,154 |
| 17 | 高田児童公園 | 寺田高田57 | 〃 | 1,432 |
| 18 | 富野児童公園 | 富野東田部70-5 | 〃 | 1,041 |
| 19 | 青谷公園 | 奈島久保野39-1 他2 | 〃 | 1,652 |
| 20 | 北山田公園 | 寺田北山田29-11 | 〃 | 1,000 |
| 21 | 城陽団地第2児童公園 | 久世下大谷110-23 | 〃 | 1,238 |
| 22 | 鍛冶塚第1児童公園 | 平川鍛冶塚31-80 | 〃 | 1,029 |
| 23 | 上大谷第1児童公園 | 久世上大谷113-19 | 〃 | 2,246 |
| 24 | 城陽団地第1児童公園 | 久世下大谷6-290 他1 | 〃 | 1,413 |
| 25 | 大谷第1公園 | 寺田大谷115-18 他1 | 〃 | 8,748 |
| 26 | 深谷第3児童公園 | 寺田深谷8-6 | 〃 | 1,909 |
| 27 | 宮ノ谷第1児童公園 | 寺田深谷57-4 | 〃 | 1,461 |
| 28 | 深谷第2児童公園 | 寺田深谷64-256 | 〃 | 1,055 |
| 29 | 深谷第1児童公園 | 寺田深谷7-80 | 〃 | 1,372 |
| 30 | 宮ノ平第1児童公園 | 寺田宮ノ平35-1 | 〃 | 1,766 |
| 31 | 宮ノ平第2児童公園 | 寺田宮ノ平35-83 | 〃 | 1,773 |
| 32 | 庭井団地第1児童公園 | 寺田庭井1-98 | 〃 | 1,119 |
| 33 | 高井第1児童公園 | 富野高井60-168 他1 | 〃 | 1,455 |
| 34 | 深谷第3幼児公園 | 寺田深谷7-155 他1 | 〃 | 1,116 |
| 35 | 尼塚第9幼児公園 | 寺田尼塚39-2 | 〃 | 1,050 |
| 36 | 青池公園 | 市辺北山1-1 他6 | 〃 | 1,299 |
| 37 | その他185公園 | | 〃 | 60,549 |
| 城陽市所管合計 | | 221ヶ所 | | 359,103 |

(2) 京都府所管

| No. | 名 称 | 所 在 地 | 種 別 | 面 積 (㎡) |
|-----|-------------|----------|------|---------|
| 1 | 京都府立木津川運動公園 | 富野北角14-8 | 運動公園 | 109,000 |

| | |
|-----|---------|
| 合 計 | 468,103 |
|-----|---------|

(資料: 管理課、地域整備課)

2-40 生け垣設置費助成制度の状況

| 年度 項目 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 計 (※昭和61 年度以降累 計) |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------------------------|
| 交付件数 | 6 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 168 |
| 本数 | 157 | 123 | 77 | 65 | 36 | 79 | 0 | 0 | 29 | 0 | 4,267 |

(資料: 地域整備課)

第3章 城陽市の環境政策

3-1 城陽市環境基本条例

城陽市環境基本条例
平成 13 年 12 月 27 日 条例第 25 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)
 - 第 2 章 施策の策定等に係る基本方針(第 9 条)
 - 第 3 章 施策の総合的かつ計画的推進(第 10 条—第 12 条)
 - 第 4 章 推進施策
 - 第 1 節 市が講ずる施策(第 13 条—第 21 条)
 - 第 2 節 市民等による環境保全活動を促進する施策(第 22 条・第 23 条)
 - 第 3 節 地球環境保全のため施策(第 24 条・第 25 条)
 - 第 5 章 推進及び調整体制等(第 26 条—第 33 条)
- 附則

前文

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきた。

しかしながら、昭和 40 年代からの急激な人口増加や都市化により、農地や森林の減少、河川の水質汚濁、ごみ排出量の増加、騒音、振動等の環境の悪化が進行してきた。とりわけ、東部丘陵地においては、広大な山砂利採取による市民生活への影響、採取後の土地利用が大きな課題となっている。

一方、近年のめざましい科学技術の進歩と、それに伴う社会経済活動の飛躍的な発展は、私たちを様々な労苦から解放し、物質的に豊かで便利な生活を実現させてきた。しかしながら、このような生活の背景にある大量生産、大量消費、大量廃棄を基本とした社会経済システムは、自然環境や生活環境に様々な負荷を与えるとともに、地球規模の環境にまで大きな影響を与えている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有している。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

今、私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、歴史的、文化的遺産を通して先人たちの生活の知恵に学びながら、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、自然と人との共生を基本とする循環型社会を築いていかなければならない。このような共通認識の下で、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」の都市像を目指して、市、市民、市民団体及び事業者がパートナーシップにより協力・協働して良好な環境の再生、保全及び創造に努めるとともに、地球環境を視野に入れた持続的発展が可能な社会をつくり上げていくため、市民の総意として、ここに城陽市環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の再生、保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)のための基本理念並びに市、市民、市民団体及び事業者の協力・連携の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (3) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、公益的活動を行う団体をいう。
- (4) パートナーシップ 良好な環境の保全等のため、市、市民、市民団体及び事業者が、各々の責任と分担の下で互いに自立し、相互に支え合う関係をいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 良好な環境の保全等は、現在及び将来の市民が良好な環境を引き継いでいけるよう、すべての者の参加及び環境優先の認識の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全等は、豊かな水や緑の自然環境が守り育てられるとともに、自然との触れ合いを深め、自然と人との共生を目指して行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全等は、資源・エネルギーの循環的な利用及びその適正な管理に努めることにより、環境への負荷の少ない循環型で持続可能な社会を実現し、発展させるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全等は、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責務を明確に認識し、パートナーシップによって行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域での取組として行われるとともに、広域にわたるものについては、周辺地域、関係機関等と広域的国際的に協力・連携して取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する良好な環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び率先して実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全等について配慮しなければならない。

3 市は、前2項に規定する施策の策定及び実施に関する必要な情報を適切に提供し、又は公開するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する活動(以下「環境保全活動」という。)に取り組むよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるものとする。

2 市民団体は、基本理念にのっとり、自らの環境保全活動を推進するために、市民への情報提供及び市民の参画又は学習の機会の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することのないよう、自らの負担と責任において必要な措置等の対策を講ずるとともに、環境保全活動に取り組まなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講じなければならない。

3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境に配慮した事業活動を継続的に推進するとともに、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業の仕組みや手順をいう。)の構築に努めなければならない。

(各主体の協働)

第8条 市、市民、市民団体及び事業者は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすための環境保全活動等において、パートナーシップの理念に基づき協働していかなければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

第9条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が再生、保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が再生、保全及び創造されること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、緑化が推進され、並びに地域の個性を生かした都市景観が形成され、並びに歴史文化環境が再生、保全及び創造されること。

(4) 地球環境保全に資する環境への負荷の低減が可能となるような循環型社会を構築するため、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進すること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第10条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条に定める城陽市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実行計画等)

第11条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、その取組を率先して実行するための行動計画(以下「実行計画」という。)を定めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画、実行計画等との整合を図るものとする。

(年次報告等)

第12条 市長は、環境基本計画、実行計画等の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状、良好な環境の保全等に関する施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により公表した年次報告書に対して、市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

第4章 推進施策

第1節 市が講ずる施策

(規制措置)

第13条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第 14 条 市は、市民、市民団体及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の良好な環境の保全等に資する措置を採ることを助長する必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者への適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、当該措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第 15 条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第 16 条 市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 17 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めるものとする。

(東部丘陵地の環境への配慮)

第 18 条 市は、市域の東部に位置する丘陵地において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者に対し、良好な環境の保全等に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第 19 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、良好な環境の保全等について適正に配慮することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定)

第 20 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結することができる。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 21 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 2 節 市民等による環境保全活動を促進する施策

(環境学習及び環境教育の推進)

第 22 条 市は、市民、市民団体及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めることにより、環境に配慮した生活及び行動が促進されるように、環境に関する学習及び教育を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 23 条 市は、市民、市民団体及び事業者による良好な環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力等の推進)

第 25 条 市は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力等の推進に努めるものとする。

第 5 章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第 26 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、良好な環境の保全等に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市民等の施策への参加)

第 27 条 市は、市、市民、市民団体及び事業者が地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に関して、パートナーシップによりその施策等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 28 条 市は、良好な環境の保全等に関する施策の調整を図るとともに、その施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第 29 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全等に関する施策の策定等に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 30 条 市は、環境の状況を的確に把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 31 条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全等のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(一時滞在者等の協力)

第 32 条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に努めるとともに、市が行う良好な環境の保全等に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(その他)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年(2002 年)4 月 1 日から施行する。

3-2 環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過

| 年度 | 月 | 市民懇話会発足～条例施行まで | 市民懇話会(カッコ内は開催回) |
|----|------|---|---|
| 12 | 9 | ・市民懇話会発足 市民公募(9人)、市内事業者(6人)、 学識経験者(1人)、その他の団体(4人) | ・委嘱書交付 (第1回) |
| | 10～3 | | ・条例への提言書作成 (第2回～第15回) |
| 13 | 4 | ・「城陽市環境基本条例に関する提言書」 提出 | ・城陽市環境基本条例案の検討 (第16回～第21回) ・城陽市環境基本計画の検討スケジュール等について意見交換 (第22回～第35回) ・第1回環境フォーラムを開催 (3月30日) |
| | 11 | ・議会全員協議会開催 ・法令審査 | |
| | 12 | ・環境基本条例(案)議会提出 26日可決、27日公布 | |
| 14 | 4 | ・環境基本条例施行 | ・計画の枠組み、施策の体系について検討 (第36回～第37回) |
| | 5 | | ・テーマ別環境ビジョン、基本目標の検討 (第38回) |
| | 6～7 | | ・中間案の検討 (第39回～第42回) |
| | 8～9 | | ・市民意見の募集方法について検討 ・環境井戸端会議について検討・準備 (第43回～第46回) |
| | 10 | | ・環境井戸端会議の開催 ・各地域の環境を考えるワークショップ (第47回) |
| | 11 | | ・計画案のまとめ (第48回～第49回) |
| | 12～ | | ・計画の推進体制について (第50回～第55回) |
| | 3 | | ・第2回環境フォーラムを開催(3月29日) (第56回～第57回) |
| 15 | 9 | | ・9月1日城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会発足 ・9月6日任期満了 |

3-3 環境基本計画の策定経過

| 年度 | 月 | 内容 |
|----|----|--|
| 14 | 9 | ・環境基本計画(中間案)作成 ・議会報告・市民意見募集 |
| | 10 | ・環境井戸端会議開催 ・環境審議会設置 |
| | 12 | ・環境基本計画(案)作成 ・環境審議会諮問 |
| 15 | 2 | ・環境審議会答申 |
| | 3 | ・環境基本計画策定 ・環境基本計画議会報告 |
| 20 | 4～ | ・環境基本計画見直し検討(17回) (至21年3月) |
| 21 | 5 | ・環境審議会報告 |
| | 6 | ・議会報告 ・環境基本計画一部改正 |
| 25 | 6～ | ・環境基本計画見直し検討(11回) (至26年1月) |
| 26 | 2 | ・環境審議会報告 ・議会報告 ・環境基本計画一部改正 |
| 27 | 2 | ・第2次環境基本計画の策定手法について ・環境審議会報告 ・議会報告 |
| 28 | 4 | ・第2次環境基本計画策定検討(12回) (至29年3月) |
| 29 | 11 | ・第2次環境基本計画環境審議会諮問 |
| 29 | 12 | ・第2次環境基本計画パブリックコメント実施 |
| 30 | 2 | ・第2次環境基本計画答申 ・第2次環境基本計画議会報告 |
| 30 | 3 | ・第2次環境基本計画策定 |

緑と太陽、やすらぎのまち・城陽

～自然とともに みんなでつくる未来の城陽～

3-4 城陽市環境基本計画の体系

基本理念

環境ビジョン

基本目標

目標達成のための取り組み

全員参加と
環境優先の認識

自然と人との共生

循環型で
持続可能な社会

パートナーシップ

地球環境保全

<生活>

安心・安全で健康に暮らせるまち

1. 水に親しめる清らかな河川を守り、再生します
2. 良好な生活環境を守ります
3. 安心して暮らせる環境を守ります

1. 清らかな河川の再生・保全
(1) 河川水質の改善
(2) 水質の管理
(3) 水質改善に関する啓発

3. 安心して暮らせる環境の確保
(1) 防災体制の整備
(2) 健康・安全の推進

2. 良好な生活環境の保全
(1) 大気汚染の防止
(2) 悪臭発生の防止
(3) 土壌汚染の防止
(4) 騒音・振動対策の推進
(5) 有害化学物質の適正管理

<自然>

多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り育てるまち

4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます
5. 河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます
6. 自然と調和した農業、田園環境を守り育てます
7. 山砂利採取跡地を含む東部丘陵地の自然環境を守り、再生します

4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境の再生・保全・創造
(1) 多様な動植物の生息・生育環境や生態系の保全・創造
(2) 身近な自然環境の再生・保全
(3) 動植物の保全に関する意識の高揚

6. 自然と調和した農業、田園環境の保全・創造
(1) 地元産農産物の消費促進と農地の有効活用
(2) 低農薬、無農薬、有機栽培等の振興

5. 豊かな水環境の保全・創造
(1) 美しい水辺環境の保全と再生
(2) 豊かな地下水の保全

7. 東部丘陵地の自然環境の再生・保全
(1) 東部丘陵地の豊かな自然環境の再生・保全
(2) 山砂利採取地区の制限
(3) 山砂利採取跡地の修復

<快適>

城陽らしい景観・街並みと安らぎのあるまち

8. 車いす、歩行者、自転車、公共交通を優先した、人と環境にやさしい交通体系をつくります
9. 身近に自然を感じられる憩いのまちをつくります
10. 歴史や文化を受け継ぎ、新しい文化へとつなげていきます
11. 城陽らしい、統一感のある景観・街並みをつくります

8. 人と環境にやさしい交通体系の創造
(1) 自動車の利用を最小限にできるような交通体系の構築
(2) 安心して歩けるまちづくりの推進
(3) バリアフリーのまちづくりの推進

9. 自然を感じる憩いのまちの創造
(1) 緑豊かなオープンスペースの確保
(2) 身近に自然を感じる緑の確保

10. 歴史や文化の継承と新しい文化の創造
(1) 歴史文化遺産の調査・研究
(2) 歴史文化遺産の保存と活用
(3) 新しい文化の創造

11. 城陽らしい景観・街並みの創造
(1) 地域の個性を生かした景観の保全と創造
(2) 環境美化の推進

<循環>

循環型社会を形成するとともに負の遺産を解消し、新しい環境財産をつくり出すまち

12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくりを推進し、ゼロエミッションを目指します
13. 省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーを積極的に活用します
14. 水の循環システムを確立するとともに、有効利用を推進します

12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくり
(1) ごみの発生抑制
(2) 不用品の再利用促進や廃棄物のリサイクル体制の確立
(3) 環境にやさしいごみ処理の推進

13. 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用
(1) 省エネルギーの推進
(2) 環境にやさしいエネルギーの利用

14. 水の循環システムの確立と有効利用
(1) 健全な水循環の確保
(2) 水資源の適正利用

<参加>

全ての人々が参加し、パートナーシップで行動するまち

15. 全ての人々が当事者の意識をもち、環境を良くするためにパートナーシップで取り組みます
16. 環境配慮活動を進んで行えるような、社会の仕組みづくりに取り組みます
17. 環境学習・環境教育の参加機会を広げ、環境にやさしい人はぐくみます

15. 全員参加とパートナーシップの仕組みづくり
(1) 環境情報の共有
(2) 全ての人々が環境保全活動に参加できる仕組みづくりの推進
(3) 人と人とのふれあいのあるコミュニティづくりの推進
(4) 環境ボランティアの養成

16. 環境に配慮できる社会の仕組みづくり
(1) 環境影響評価の実施
(2) 環境に配慮した社会経済活動の推進

17. 環境学習・環境教育の推進
(1) 環境学習・環境教育の推進
(2) 城陽らしさを生かした環境教育の推進

<地球環境>

地球環境を考えて地域で行動するまち

18. 私たちの行動が地球環境に影響を与えていることを認識し、身近な地域で行動を起こします

18. 身近な地域から始める地球環境の保全
(1) 地球温暖化の防止
(2) 地球規模での森林資源の保全、オゾン層の保護、酸性雨の防止
(3) 地球環境保全に関する学習・啓発活動

3-5 城陽環境パートナーシップ会議規約

(名称)

第1条 この会は、城陽環境パートナーシップ会議(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第27条に基づき、市、市民、市民団体及び事業者のパートナーシップにより、地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に向けて取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 城陽市環境基本計画に定める目標の実現に向けた行動計画の立案
- (2) 前号の行動計画に基づく率先行動の実施
- (3) 環境に関する情報提供及び情報交換
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(組織)

本会は、第2条の目的に賛同する個人会員、団体会員及び賛助会員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 運営委員 30名以内

(役員を選出)

第6条 会長及び監事は、会員の中から総会において選出する。

2 副会長及び運営委員は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を置くことができる。この場合における役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の経理について監査する。

4 運営委員は、運営委員会を構成する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会は年1回開催し、運営委員会は必要に応じて開催する。

3 総会及び運営委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

4 総会は、役員を選出、活動発表及び啓発等を行い、運営委員会は、第3条に定める活動の方針を決定し、予算の執行及び管理を行う。

5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(部会)

第10条 第3条に定める活動を実施するため、本会に部会を設置することができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

(会費)

第11条 賛助会員は、1口年額20,000円の会費を負担する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、城陽市役所内に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年(2003年)10月25日から施行する。

(経過措置)

2 発足時の役員には、本会の設立発起人をもって充てる。

3-6 城陽市環境政策推進本部設置規則

平成 14 年 3 月 29 日
規則第 21 号

(設置)

第 1 条 城陽市環境基本条例(平成 13 年城陽市条例第 25 号。以下「条例」という。)第 28 条の規定に基づき、良好な環境の保全等に関する施策の調整等を図り、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、城陽市環境政策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 城陽市環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 本市の実行計画等の策定及び推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 城陽市環境審議会に係る諮問案件の確定及び答申の取扱いに関すること。
- (5) 本市の環境マネジメントシステムの構築及び継続的改善に関すること。
- (6) その他条例に基づく施策の推進等に関すること。

(組織等)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は教育長、公営企業管理者、参与、理事、部長及び部長相当職の者をもって充てる。

3 推進本部は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(環境政策推進委員会)

第 4 条 第 2 条に規定する事務の調整、進行管理等を行うため、推進本部に環境政策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、本部長が指名する職員 25 名以内をもって組織する。

3 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は環境政策担当課長(環境政策担当次長を置く場合にあつては、当該次長)をもって充て、副委員長は委員長の指名による。

4 推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(環境政策推進チーム)

第 5 条 第 2 条に規定する事務の企画、率先実行等を行うため、推進委員会に環境政策推進チームを置く。

2 環境政策推進チームは、本部長が指名する職員 45 名以内をもって組織する。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務については、環境主管課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年(2002 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年(2004 年)4 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年(2006 年)5 月 1 日規則第 23 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年(2006 年)7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年(2007 年)3 月 30 日規則第 14 号)

この規則は、平成 19 年(2007 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年(2009 年)4 月 30 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年(2011 年)3 月 31 日規則第 7 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年(2012 年)3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年(2012 年)4 月 1 日から施行する。

3-7 城陽市環境審議会規則

平成14年8月30日
規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第26条第8項の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境主管課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年(2006年)5月1日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年(2006年)7月1日から施行する。

附 則(平成23年(2011年)3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

3-8 環境審議会の開催状況

| 年 | 月 | 審議会 | 内容 |
|----|----------------|---|---|
| 14 | 10 11 12 | 第1回城陽市環境審議会 第2回城陽市環境審議会 環境基本計画(案)諮問 | 委嘱、市環境政策の説明 市内視察 |
| 15 | 1 2 4 | 第3回城陽市環境審議会 第4回城陽市環境審議会 第5回城陽市環境審議会 環境基本計画(案)答申 第1回城陽市環境審議会 | 環境基本計画(案)の審議 環境基本計画(案)の審議 市環境政策の年間予定及び新体制 |
| 16 | 1 | 第2回城陽市環境審議会 | 城陽市環境報告書(平成15年度版)の報告 |
| 17 | 1 | 第1回城陽市環境審議会 | 城陽市環境報告書(平成16年度版)の報告 |
| 18 | 1 10 | 第1回城陽市環境審議会 第1回城陽市環境審議会 | 城陽市環境報告書(平成17年度版)の報告 委嘱、市の概要と環境政策の説明 |
| 19 | 7 | 第1回城陽市環境審議会 | 「平成18年度の大気・水質・地下水測定結果と環境基本計画の進捗について」 |
| 20 | 3 10 | 第2回城陽市環境審議会 第1回城陽市環境審議会 | 「環境基本計画の進捗状況等について」 「地球温暖化対策地域推進計画の取り組みについて」 「第2期城陽市エコプランについて」 委嘱 「平成19年度大気・水質・地下水測定結果」 「平成19年度城陽市エコプラン実施結果」 「第1期エコプラン実績」 「環境基本計画の進捗について」 |
| 21 | 3 5 | 第2回城陽市環境審議会 第1回城陽市環境審議会 | 「城陽市地球温暖化対策地域推進計画(素案)について」 「城陽市地球温暖化対策地域推進計画について」 「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」 |
| 22 | 4 11 | 第1回城陽市環境審議会 第2回城陽市環境審議会 | 「城陽市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況報告について」 「平成21年度環境政策の実施報告について」 委嘱、「城陽市の環境政策について」 |
| 24 | 2 12 | 第1回城陽市環境審議会 第1回城陽市環境審議会 | 「独自環境マネジメントシステムへの移行について」 「平成22年度城陽市環境測定結果について」 「第2期城陽市エコプラン平成22年度実績について」 「平成23年度節電取り組みについて」 委嘱、「平成23年度城陽市環境測定結果について」 |
| 25 | 2 11 | 第2回城陽市環境審議会 第1回城陽市環境審議会 | 「第3期城陽市エコプラン(案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について」 「平成24年度城陽市環境測定結果について」 「平成24年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「城陽市環境基本計画の見直しについて」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 |
| 26 | 2 11 | 第2回城陽市環境審議会 第1回城陽市環境審議会 | 「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」 委嘱、「平成25年度城陽市環境測定結果について」 「平成25年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「第2次城陽市環境基本計画について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 |
| 27 | 2 7 10 | 第2回城陽市環境審議会 第1回城陽市環境審議会 第2回城陽市環境審議会 | 「第2次環境基本計画の策定にあたって」 「城南衛生管理組合(奥山埋立処分地の排水処理及びクリーン21長谷山のばいじん処理物)に関する事案について(報告)」 「第2次環境基本計画の策定方法について」 「平成26年度城陽市環境測定結果について」 「平成26年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 「第2次環境基本計画策定のスケジュール等について」 |
| 28 | 2 10 11 | 第3回城陽市環境審議会 第1回城陽市環境審議会 第2回城陽市環境審議会 | 「第2次環境基本計画の内容について」 委嘱、「平成27年度環境測定結果について」 「平成27年度環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 「環境基本計画の総括について」 「第2次環境基本計画の策定に向けた市民等意識調査結果について」 |
| 29 | 6 8 11 | 第1回城陽市環境審議会 第2回城陽市環境審議会 第3回城陽市環境審議会 | 「第2次城陽市環境基本計画の策定について」 「平成28年度環境測定結果について」 「第2次城陽市環境基本計画骨子(案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について」 「第2次城陽市環境基本計画素案の諮問について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の骨子案について」 「平成28年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 |
| 30 | 1 2 | 第4回城陽市環境審議会 第2次環境基本計画(案)答申 第5回城陽市環境審議会 | 「第2次城陽市環境基本計画(素案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(素案)について」 「第4期城陽市エコプランについて」 「第2次環境基本計画の最終案について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について」 |

3-9 城陽市環境方針

1. 基本理念

城陽市は、先人からの歴史的、文化的遺産と豊かな自然を守り、これらを将来の次世代に引き継いでいくため、城陽市環境基本条例に基づき環境行政を総合的、計画的に推進します。

「環境にやさしいまちづくり」を目標とし、人と自然との共生や環境に対する負荷の抑制など、全ての人が協力・協働して環境にやさしい取り組みを推進し、市民が良好な環境のなかで快適な生活を送ることができる社会を形成し、第3次城陽市総合計画の都市像である「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」を目指します。

2. 基本方針

城陽市は、J-EMS(城陽市環境マネジメントシステム)の運用により、環境に関わる業務の効率化を図り、継続的に環境の保全・改善に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

(1)環境の保全・改善に関する取り組みを推進します。

①「地球環境の保全」

城陽市エコプランに取り組み、市の事務事業に伴う温室効果ガスの発生を抑制し、削減します。

省エネルギー活動を推進します。

②「3Rの推進」

資源ごみの分別を徹底し、市の事務事業に伴うごみの発生を抑制するとともに、3Rを推進します。

③「生活、自然環境の保全」

自然との豊かな触れ合いを確保し、自然環境を守り育てます。

環境測定の実施により、実態を把握し、予防に取り組みます。

ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

④「協働による環境保全」

環境負荷低減に関する情報を市民に提供します。

協働による環境保全活動を推進します。

(2)環境目的及び目標を定め、定期的に見直します。

(3)環境に関する法的要求事項等を順守し、環境汚染の予防に積極的に取り組みます。

(4)環境の保全・改善に関する職員研修を実施します。

平成25年(2013年)9月25日

城陽市長 奥田敏晴

3-10 城陽市 ISO 認証取得助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国際標準化機構(以下「ISO」という。)の国際規格ISO14000シリーズ及びISO9000シリーズの認証を新規に取得した中小企業者に対し、当該認証取得に要した経費の一部について、城陽市補助金等の交付に関する規則(昭和58年城陽市規則第18号)及びこの要綱に定めるところにより、城陽市 ISO 認証取得助成金を交付し、もって市内に事業所を有する中小企業者の環境問題に配慮した企業活動を促進する体制の整備に資するとともに、中小企業者の企業競争力や信頼を高めることを通し産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう
- (2) 事業所 物の生産、販売又はサービスの提供等の事業を行うために設けられた施設をいう
- (3) 認定機関 審査登録機関を認定するために置かれた機関のことをいう
- (4) 審査登録機関 審査登録を希望する中小企業者が構築している品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステムが、ISOの国際規格ISO14000シリーズ及び9000シリーズの要求事項に適合しているかを審査する機関で、認定機関から認定されているものをいう
- (5) ISO14000シリーズ ISOが定めた環境管理に関する国際規格をいう
- (6) ISO9000シリーズ ISOが定めた品質管理に関する国際規格をいう
- (7) 認証取得事業 ISO14000シリーズ及びISO9000シリーズの認証取得を目的に審査登録機関と契約又は認証取得に係る講習会等に参加して取組む一連の事業

(助成事業等)

第3条 助成の対象となる中小企業者は、認証取得事業に取組み、ISO規格の認証取得をした中小企業者で、次の各号に掲げる項目のすべてに該当するものとする。ただし、助成事業者が助成金の交付を受けることができるのは、ISO14000シリーズ及びISO9000シリーズの認証取得の各1回限りとし、認証取得した日の属する年度が同一の場合は、いずれか一方のみを助成の対象とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 市税を完納している者

2 助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14000シリーズ認証取得事業
- (2) 品質マネジメントシステムに関する国際規格ISO9000シリーズ認証取得事業

3 助成対象経費は、認証取得事業の期間内で、助成事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 審査登録機関に支払う審査登録に係る申請料、文書審査料、予備審査料、本審査料、登録料並びに審査員の交通費及び宿泊費(ただし、登録後に必要とする費用を除く)
- (2) コンサルタント(審査員評価登録機関の登録を受けている審査員又は審査員補の有資格者に限る)に支払うISO規格の認証取得に関する相談及び診断に係る経費(交通費及び宿泊費を含む)

4 市外に立地する事業所と同時に認証取得した場合の前項に規定する助成対象経費については、市内事業所に係る経費のみを助成対象経費とし、市内と市外の事業所に経費を区分しがたい場合は、それぞれの従業員数による按分の方法で市内事業所に係る経費を算出し、当該経費を助成対象経費とする。

(助成金の助成率及び交付額)

第4条 助成金の額は、1企業、各事業について助成対象経費の3分の1に相当する額とし、1,000,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 国、府その他の団体から認証取得するために助成金等の交付を受ける場合は、その額を本市が交付する助成金から控除するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、城陽市ISO認証取得助成金交付申請書(別記様式第1号)。以下「交付申請書」という。)をISO規格の認証取得した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める期日までに提出することができる。

2 交付申請書は、次に掲げる内容を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) ISO認証取得取組報告書
- (2) 企業概要
- (3) 認証取得した事業所の概要
- (4) 認証取得事業支出額報告書
- (5) 認証取得事業支出額報告書に記載された経費の支払等を証する書類
- (6) ISO規格の認証取得を証する書類
- (7) 市税を完納していることを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請により当該助成事業が適正に実施されたと認めるときは、助成金の交付決定を行い、城陽市ISO認証取得助成金交付決定通知書(別記様式第2号)を交付する。

2 前項の決定通知を受けた助成事業者は、城陽市ISO認証取得助成金交付請求書(別記様式第3号)に交付決定通知書の写しを添えて、速やかに助成金の交付請求をしなければならない。

3 第1項において、助成金の不交付を決定したときは、助成金交付不交付決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

2 前項により交付決定を取り消した場合において、既に助成金の交付がされているときは期間を定めて返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年(2004年)4月1日以後の認証取得について適用する。

§ 用語の説明 (50音順)

(ア 行)

アスベスト・・・石綿のことで、天然の繊維性鉱物(けい酸塩)。石綿には白石綿、青石綿、茶石綿がある。石綿は、熱、摩擦、酸・アルカリに強く軽量で安価という特徴を持っているが、直径数十ミクロン(花粉の小さいサイズ)という小さな形状で飛散しやすく有害。現在は一部の適用除外を除き、一切の製造・使用・譲渡・提供が禁止されている。

アルキル水銀・・・メチル水銀などの有機水銀で水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり知覚、聴力、言語障害、視野の狭さく、手足のまひなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。環境基準は「検出されないこと」と定めている。

ISO14001・・・ISOとはスイスのジュネーブに本部を置く「国際標準化機構」(1947年設立)のことで、これまでフィルムの感度、ネジなどの国際的な標準化を図っている。その中で『環境に関する規格』を14000番台の規格番号としている。このうち、14001が環境マネジメントシステム(EMS)の規格。

一酸化炭素(CO)・・・炭素やその化合物を含むものを燃焼すると二酸化炭素が発生するが、不十分な酸素供給のもとで不完全燃焼が起きると生じる。タバコの煙にも多量に含まれており、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害する。

SPM(浮遊粒子状物質)・・・大気中に液体や固体又はこれらの混合物として浮遊している0.005～10ミクロン程度の粒子状物質のこと。呼吸器疾患の原因といわれる。

SS(浮遊物質)・・・水中に浮遊している微細な固形物の量。

オキシダント・・・光化学反応によって生成するオゾン、アルデヒド、有機ナイトレート、PANなどの酸化性物質の総称。人体や植物に対する光化学大気汚染被害の主原因物質。

オゾン層・・・地球をとりまくオゾン層は、太陽光線に含まれる紫外線のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っている。このオゾン層がフロン(クロロフィルカーボン・CFCなど)の物質により破壊され、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系に悪影響が出るおそれがある。オゾン層は、地上10～50km上空の成層圏に、その90%が集まっており、これを「オゾン層」という。

汚濁負荷量・・・大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、BOD等の汚濁物質の量、一定期間における汚濁物質の濃度とこれに含まれる排出ガス量や排出量等の積で表される。

温室効果ガス・・・大気中に存在する気体で、地表面から放射された赤外線を吸収する働きがあるが、その熱の一部を地表面に再び放射し、地表面を温める効果があることから、温室効果ガスという。温室効果ガスには様々なものがあるが二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6つの物質が代表的。

(カ 行)

合併処理浄化槽・・・浄化槽の一種、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽というが、合併処理浄化槽はし尿とその他家庭から出る生活雑排水を一緒に処理するため環境に与える負荷ははるかに少ない。京都府下では平成7年10月以降新設の浄化槽は全て合併処理浄化槽と定められた。

カドミウム(Cd)・・・イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると、慢性中毒となり、腎尿管の再吸収機能が阻害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こす。

環境影響評価(環境アセスメント)・・・高速道路などの大規模な開発行為の実施に先立ち、計画段階から開発が大気、水、生態系等の環境に与える影響を予測し、評価し、予防策や代替案を比較、検討すること。調査や評価に地域住民の意見を十分反映させることが重要とされている。

環境家計簿・・・家庭で電気、ガス、水などの節約がどの程度地球にやさしいのかを、換算した二酸化炭素量という目に見える形でチェックし、継続して実践していくもの。地球温暖化の最大の原因とされる二酸化炭素排出量を減らすことは、電気、ガス、水道などの使用量を減らすことですから、家計の節約にもつながる。

環境基準・・・大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれの人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持される事が望ましい基準とされており、行政上の目標であり、また、汚染の未然防止の指針となるもの。

環境負荷・・・人間の活動により、環境に加えられる影響のうち、環境保全を阻害する原因となる恐れのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスなど直接影響するものだけでなく、間接的に支障を生ずる可能性のあるものも含む。

環境方針・・・環境管理総括者である市長が決定する、城陽市の環境活動に関する声明とも言えるもの。

環境マネジメントシステム(EMS)・・・組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みのこと。

京都議定書・・・京都議定書とは1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された温室効果ガス排出量の削減を約束した国際条約のこと。2008年から2012年の第1約束期間に先進国全体では1990年比で5%、日本では6%の温室効果ガスの削減をおこなうこととしている。平成17年(2005年)2月にこの京都議定書が発効し、数値約束を守る義務が生じた。

グリーン購入・・・商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを選んで購入すること。誰でも身近に取り組める地球間保全の取り組みである。

クロム(Cr)・・・クロムは耐食性、耐熱性に富み、メッキやステンレスの原料として用いられる重金属。クロムの化合物には青紫色の「3価クロム」化合物と黄赤色を呈する「6価クロム」化合物とがある。6価クロムは毒性が強く、3価クロムは毒性が少ないとされる。

公害・・・事業活動、その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずること。

光化学スモッグ・・・工場、事業場や自動車などから排出される炭化水素や窒素酸化物などが紫外線の影響で化学反応を起こし、より毒性の高いオゾンやPAN(パーオキシアセチルナイトレート)を生じる現象といわれる。

コンポスト・・・一般家庭から出る生ゴミを堆肥にするための容器のこと。コンポスト容器で作られた、たい肥は、家庭菜園等の土壌改良剤として活用できる。

(サ行)

酸性雨・・・大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物など空気中の水分あるいは雨と作用し、雨水が酸性化されたもので、通常pH5.6より低い場合をいう。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害が出ている。

シアン(CN)・・・青酸カリで知られる有害な物質で、シアン化合物が作用すると組織的窒息を起こして死亡する。通常は数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳なり、おう吐などをおこす。

COD(化学的酸素要求量)・・・水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きければ有機物による汚濁が大きいといえる。

3R・・・リデュース(ごみの発生抑制)・リユース(使用済製品の再利用)・リサイクル(原材料として再資源化)のこと。これまでは、リデュース、リユースよりもリサイクルに重点が置かれていたが、環境への負荷を低減する目的からは、リデュースを第1に置いて、次にリユース、最後にリサイクルという順序を習慣づける必要がある。

ゼロエミッション・・・製造工程等から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなどして、全体での「廃棄物ゼロ」を目指す生産システムのこと。

総水銀(T-Hg)・・・有機、無機、金属など水銀全体の化合物のこと。

(タ行)

ダイオキシン類・・・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類といい、ものの焼却過程で自然に生成する物質で塩素の数や付く位置によって220種類の異性体がある。ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

大腸菌・・・大腸菌の存在は、し尿の流入等を示すものであり、これが多ければ、赤痢菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。また大腸菌が多いということは快適な生活環境とはいえないことから水質汚濁の指標とされている。

地球温暖化・・・大気中の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)の濃度が人間活動によって上昇し、温室効果が高まり、地球の気温が上がる現象のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)によると、このまま推移すれば、21世紀末までに全地球平均気温が約2℃上昇し、これに伴い海面が約50cm(最大1m)上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響等が懸念されている。

窒素酸化物(NO_x)・・・一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)の総称。主な発生源は自動車排出ガス、ボイラー等である。

中央値・・・全測定値を大小順に並べたとき、全個数の50%目に相当する値が中央値であり、L50と表す。

DO(溶存酸素)・・・水に溶けている酸素の量を示す。酸素の溶解量を左右するのは、水温、気圧、塩分など。汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。

dB(デシベル)・・・騒音・振動の測定における単位。

等価騒音レベル(LAeq又はLeq)・・・騒音レベルが時間と共に変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均2乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルをいう。

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・・・主に金属・機械部品などの脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われている有機塩素化合物。また、これらの2物質については、水環境の汚染を通じ、人の健康を害する恐れがあることから、水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。

(ナ行)

ng(ナノグラム)・・・10億分の1グラムのこと。 $1\text{ng}=10^{-6}\text{mg}=10^{-9}\text{g}$

n-H(ノルマルヘキサン抽出物質)・・・鉱物油、動植物油などの油分の量を表す指標。ノルマルヘキサンという溶剤によって抽出される物質であり、石鹸や染料、界面活性剤などが該当する。油分には分解性の低い物質が多く含まれるため、生態系に悪影響を与える。

鉛(Pb)・・・大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが現れ激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。

二氧化硫(SO₂)・・・亜硫酸ガスとも呼ばれる大気汚染物質の一つであり、発生源は自然界の火山活動とともに、石油や石炭などの化石燃料中に含まれる硫黄分の燃焼酸化。二氧化硫はそれ自身、呼吸器系に対して有害であるだけでなく、大気中で硫酸ミストや硫酸塩に変換され、酸性雨の原因となっている。

二氧化窒素(NO₂)・・・大気汚染物質である窒素酸化物(NO_x)の一つであり、呼吸器系に対する有害物質である。発生源は自動車や工場廃ガスである。

(ハ行)

pH(水素イオン濃度指数)・・・物質の酸性やアルカリ性の程度を示すもので、pH7は中性を、pHが小さくなれば酸性、大きくなるとアルカリ性を示す。自然水のpHは、6.5～8.5の範囲にある。

BOD(生物学的酸素要求量)・・・水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁している事を意味する。

ビオトープ・・・ビオトープは、ドイツ語の「生物」を意味するBioと「場所」を意味するTopの合成語。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような、特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている。

PCB(ポリ塩化ビフェニール)・・・不燃性で、化学的にも安定しており、熱安定性にも優れた物質で、その使用範囲は、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙など多方面にわたっている。カネミ油症事件の原因物質で新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在は製造禁止となっている。

微小粒子状物質(PM_{2.5})・・・大気中に浮遊している2.5μm以下の粒子のこと。発生源から直接排出される一次粒子と、大気中で光化学反応等によりガス成分から生成される二次粒子に分類され、呼吸器の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器系、循環器系への影響が懸念されている。

ヒ素(As)・・・灰色で金属光沢があり、鶏冠石、石黄、硫化鉄鉱などに硫化物として含有されている。ヒ酸鉛、三酸化ヒ素等の殺虫剤として農薬に用いられる。ヒ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。

PTIO方式・・・NOを選択的に酸化する有機酸化剤PTIOを捕集剤TEA(トリエタノールアミン)に混合し、分子拡散の原理による小型軽量のサンプラーを用いて大気中のNO、NO₂を簡易に測定する方法。

ppm(parts per million)・・・100万分の1を示す表示で、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに使用する単位。たとえば、1m³の大気中に1cm³、もしくは1トンの水中に1gの物質が含まれている場合を1ppmが含有しているという。

(ヤ行)

要請限度・・・自動車による騒音がこの限度を超え、道路周辺の生活環境が著しくそこなわれている場合、公安委員会に必要な措置の要請及び道路管理者等に意見を述べることのできる限度をいう。